

しょうないせいかつ　こころえ
所内生活の心得

きたきゅうしゅういりょうけいむしょ
北九州医療刑務所

もく
目

じ
次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

しょうないせいかつ こころえ
所内生活の心得

だい
第 1 まいにち せいかつ
毎日の生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1 ききよどうさ じかんたいとう
起居動作の時間帯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 いっぱんこころえ
一般心得・・ 2

だい
第 2 ぶっぴん たいよおよ じべん
物品の貸与及び自弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1 しょくじ
食事・・ 6

2 いるい しんぐ
衣類・寝具・・ 6

3 にちようひん
日用品・・ 7

4 りょうちおよ ほかんしぶつ
領置及び保管私物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

だい
第 3 ほけんえいせいおよ いらりょう
保健衛生及び医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 うんどう
運動・・ 14

2 にゆうよく
入浴・・ 15

3 ちょうはつとう
調髪等・・ 15

4 いらりょう
医療・・ 16

だい 第 4	しゅうきょうとう 宗 教 等	1 9
だい 第 5	しょせきとう 書 籍 等	1 9
1	そなえつけしょせきとう 備 付 書 籍 等	2 0
2	じべんしょせきとう 自 弁 書 籍 等	2 0
3	しんぶんし 新 聞 紙	2 2
4	しゃしん 写 真	2 3
だい 第 6	きょうせいしょぐうとう 矯 正 処 遇 等	2 3
1	しょぐうちょうさ 処 遇 調 査	2 4
2	けいしつこうかいしじ しどう 刑 執 行 開 始 時 の 指 導	2 4
3	せいげん かんわ 制 限 の 緩 和	2 5
4	ゆうぐうそち 優 遇 措 置	2 5
5	かんきょうちょうせい 環 境 調 整	2 6
6	しゃくほうまえ しどう 釈 放 前 の 指 導	2 7
7	さぎょう 作 業	2 7
(1)	さぎょうじかん 作 業 時 間	2 8
(2)	さぎょう しゅるい 作 業 の 種 類	2 8
(3)	さぎょうしてい 作 業 指 定	2 9

	しゅうぎょうじょう	こころえ	29
(4)	就 業 上	の 心 得		
	あんぜん	こころえ	30
(5)	安 全	心 得		
	さぎょうとうこう		31
(6)	作 業	等 工		
	さぎょうほうしょうきん		33
(7)	作 業	報 奨 金		
	てあてきん		34
(8)	手 当 金			
8	かくしゅしどう		34
	各 種	指 導		
	かいぜんしどう		34
(1)	改 善	指 導		
	きょうかしどう		36
(2)	教 科	指 導		
だい	がいぶこうつう		36
第 7	外 部	交 通		
	めんかい		36
1	面 会			
	めんかい	あいてがた	36
(1)	面 会	の 相 手 方		
	めんかい	あいてがた	しんこく
(2)	面 会	の 相 手 方	の 申 告	
	めんかい	かいすうとう	
(3)	面 会	の 回 数 等		
	めんかいび	うけつけじかん	
(4)	面 会	日 ・ 受 付 時 間		
	めんかいじかん		38
(5)	面 会	時 間		
	めんかい	いちじていし	しゅうりょうとう
(6)	面 会	の 一 時 停 止 ・ 終 了 等		
	しんしょ		39
2	信 書			

	はつじゅしん あいてがた	40
(1)	発受信の相手方	40
	はつじゅ あいてがた しんこく	40
(2)	発受の相手方の申告	40
	はっしんかいすう	40
(3)	発信回数	40
	しんしょ きさいようりょうおよ ちゅういじこうとう	40
(4)	信書の記載要領及び注意事項等	40
	つうすうがいとうはっしんねが	42
(5)	通数外等発信願い	42
	しんしょ さしと さくじょ まっしょう	43
(6)	信書の差止め・削除・抹消	43
3	でんわとう つうしん 電話等による通信	44
だい 第8	しょうばつ 賞罰	45
1	ほうしょう 褒賞	45
2	ちょうばつ 懲罰	46
だい 第9	ふふくもうした 不服申立て	48
1	しんさ しんせい 審査の申請	48
2	さいしんさ しんせい 再審査の申請	51
3	じじつ しんこく 事実の申告	52
4	くじょう もうしで 苦情の申出	53
だい 第10	しゃくほう 釈放	53
1	かりしゃくほう 仮釈放	53

2	しゃくほう 釈放	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
だい 第 11	みけつこうきんしゃ 未決拘禁者	ちい ゆう じゅけいしゃ としての地位を有する受刑者	・・・・・・・・ 5 5
だい 第 12	よ かかつどう えんじょとう 余暇活動の援助等	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
1	じこけいやくさぎょう 自己契約作業	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
2	かつどう クラブ活動	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
3	レクリエーション	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
4	つうしんきょういく 通信教育	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
5	しんじょうそうだん 身上相談	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
だい 第 13	た その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
1	こくみんねんきんせいど 国民年金制度について	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
2	うんてんめんきょしょう 運転免許証の再取得について	さいしゅとく ・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
3	しゅっしょご 出所後の就労支援について	しゅうろうしえん ・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
4	きたきゅうしゅういりょうけいむしょしきついいんかい 北九州医療刑務所視察委員会について	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
5	てんさいじへん 天災事変	・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
6	けい しっこうだんかいとう 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取	ひがいしゃとう しんじょうとう ちょうしゅ ・・・・・・・・	・
	でんたつせいど 伝達制度	・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
7	マイナンバーカードの申請・更新手続きについて	しんせい こうしんてつづき ・・・・・・・・	7 2

はじめに

きたきゅうしゅういりょうけいむしよ きょう どうしよ
ここは、北九州医療刑務所です。あなたたちは、今日から当所
じゅけいしゃ せいかつ おく どうしよ せんもんてき
で受刑者としての生活を送ることになります。当所は、専門的な
ちりょう う ひと せいさんさぎょうまた じえいさぎょう おこな ひと たすう
治療を受ける人、生産作業又は自営作業を行う人など多数
しゅうよう
収容されています。

にゅうしよ じじょう しゃかい せいかつ ひと ちが
入所の事情や社会での生活などは人それぞれ違っていますが、
きょう みな おな きそく いちにち はや びょうき かいふく しゃ
今日からは、皆が同じ規則のもとで、一日も早い病気の回復や社
かい ふっき もくてき しゅうだんせいかつ おく
会への復帰を目的として集団生活を送ることになります。

しゅうだんせいかつ さだ きそく たが じせい
集団生活では、定められた規則のもとでお互いが自制し、
きょうりよく あ たいせつ ひび へいおん せいかつ
協力し合うことが大切です。そうすることで、日々の平穏な生活
かくほ はや びょうき かいふく しゃかいふっきご せいかつ い
が確保され、ひいては、早い病気の回復や社会復帰後の生活に生か
されることにもなります。

しよないせいかつ ころろえ せいかつ ひつよう
この所内生活の心得は、あなたたちのこれからの生活に必要な
きそく せいかつ ようりょう か よ りかい
規則や生活の要領などを書いてあるので、よく読んで理解しておきま
しょう。

わ しよくいん たず
もし、分からないことがあったら職員に尋ねること。

しょうないせいかつ　こころえ
所内生活の心得

だい　まいにち　せいかつ
第1　毎日の生活

つぎ　きさい　せいかつ　き　しせつ　おお　ひと
次に記載している生活の決まりなどは、このような施設で多くの人

しゅうだんせいかつ　ひつよう　ことがら
たちが集団生活をしていくため、どうしても必要な事柄です。

きりつ　せいかつ　とお　しゃかいせいかつ　おく　ひつよう　ちしき
規律ある生活を通して社会生活を送るために必要な知識と

せいかつたいど　み　つ　どりよく
生活態度を身に付けるよう努力しましょう。

ききょどうさ　じかんたいとう
1　起居動作の時間帯等

いちにち　どうさじかんたい　どうさようりょう　べつびょう
一日の動作時間帯と動作要領は、別表1のとおりです。

いっばんこころえ
2　一般心得

だれ　たい　ことばづか　たいど　き　つ　ひと　いや
(1) 誰に対しても言葉遣いや態度に気を付け、人の嫌がるような

げんどう　つつし
言動は慎むこと。

じぶん　じゅうしょ　かぞく　しめい　た　ひと　し
(2) 自分の住所や家族の氏名などを他の人に知らせないようにする
こと。

さぎょうじっしび　あさ　さぎょうかいしご　たんとうしょくいん　ねが　ごと
(3) 作業実施日の朝、作業開始後、担当職員が願い事の

うむ　たず　ひつよう　もう　で
有無をあなたに尋ねますので、必要なことはそのときに申し出ること。
と。

がんせん　ねが　ごと　きさい　ようし　しょうい　ていしゅつ　ぶつ
(4) 願箋（願い事を記載した用紙）や書類を提出したり、物

びん　じゅりょう　まちが　かくにん
品を受領したりなどするときには、間違いがないように確認する

こと。

(5) 次の時間・場所・場合は、他の人と会話することが禁止されて

はなし
いますので、話をしないようにすること。

じんいんてんけんちゅう
ア 人員点検中

しゅっしつじ かんしつじとう いどうちゅう
イ 出室時・還室時等の移動中

しゅうしんじかんちゅう
ウ 就寝時間中

しんさつしつ まちあいしつ ふく
エ 診察室（待合室を含む。）

さぎょうじかんちゅう
オ 作業時間中

たが こと きよしつ
カ 互いに異なる居室

こうどう うんどうじかん のぞ
キ 講堂（運動時間を除く。）

よくじょう だついでいじょう ふく
ク 浴場（脱衣場を含む。）

たしよくいん しじ
ケ その他職員から指示されたとき。

(6) 服や帽子は正しく着用し、だらしない着方をしたり、許可な

はだぎ はだか
く肌着だけや裸になったりしないこと。

(7) 給貸与品や備品などは、大切に取り扱うこと。もし、これ

もの こわ な いちじる よご
らの物を壊したり、無くしたり、著しく汚したりしたときは、

しよくいん もう で
すぐに職員に申し出ること。

(8) 自分の食事を他の人に与えたり、物品のやり取りをしないこ

と。

(9) 居室や工場などから物品を持ち出すときは、あらかじめ職員しよくの許可きょかを受けること。

(10) けがをしたときは、けがの程度ていどにかかわらず、職員しよくいんに申し出ること。

(11) 火災や他の被收容者の急病きゅうびょうなど身の回りに変わったことがあったら、すぐに職員しよくいんに知らせること。

(12) 暴行ぼうこうされたり、不正なことを勧められたり、みだらなことを要求ようきゅうされたりしたときは、すぐに職員しよくいんに申し出ること。

(13) 持主が不明な物や不審な物を発見はっけんしたり、捨ひろつたりしたときは、すぐに職員しよくいんに知らせること。

(14) 水道の水の出みずしだ放しばなをやめ、水を節約みずせつやくすること。

(15) 窓に衣類やタオルなどを掛かけたり、窓によまどじ登のぼったり、窓から物まどを捨すてたりしないこと。

(16) スピーカーや電灯でんとうには、勝手かってに触ふれないこと。故障こしょうのときは、すぐに職員しよくいんに申し出ること。

(17) 便所の配水管べんじょはいすいかんは、詰まりやすいので、決められたちり紙以外きの物がみいがいを捨すてないこと。

ほこうちゅう わきみ ざつだんとう ふたりいじょう ほこう ばあい
(18) 歩 行 中 は、脇 見、雑 談 等 を せ ず、二 人 以 上 で 歩 行 す る 場 合

なら ある
は、き ち ん と 並 ん で 歩 く こ と。

きょしつ つぎ ところえ
(19) 居 室 で は、次 の こ と を 心 得 て お く こ と。

きょしつ べつとさだ いち てんけんじ しゅうしんじとう
ア 居 室 に お い て は、別 途 定 め る 位 置 (点 検 時、就 寝 時 等)

すわ
に 座 る こ と。

しつない せいりせいとん ところが せいけつ
イ 室 内 は、い つ も 整 理 整 頓 に 心 掛 け 清 潔 に し て お く こ と。

きょうどうしつ せいそう しょつきあら とくてい ひと
共 同 室 の 清 掃 や 食 器 洗 い は、特 定 の 人 ば か り に さ せ な

みな きょうりよく おこな
い で、皆 で 協 力 し て 行 う こ と。

つくえ そうじどうぐ しんぐ いるいとう しょう べつとさだ
ウ 机、掃 除 道 具、寝 具、衣 類 等 を 使 用 し な い と き は、別 途 定

ばしょ せいとん
め る 場 所 に 整 頓 し て お く こ と。

とびら ふとん かげ かく
エ 扉 や 布 団 の 陰 な ど に 隠 れ な い こ と。

かって ねころ しんぐ かつ
オ 勝 手 に 寝 転 ん だ り、寝 具 に も た れ た り す る な ど、だ ら し な い 格

こう
好 を し な い こ と。

からだ ぐあい わる かって ね かなら しょくいん もう
カ 体 の 具 合 が 悪 い と き は、勝 手 に 寝 な い で 必 ず 職 員 に 申

で
し 出 る こ と。

つね しず ところが
キ 常 に 静 か に す る よ う 心 掛 け る こ と。

しょくいん ようじ ほうちき あいず しょくいん く
ク 職 員 に 用 事 が あ る と き は、報 知 器 で 合 図 を し、職 員 が 来 る

しず ま
ま で 静 か に 待 つ こ と。

むよう しつない ある まわ
ケ 無用に室内を歩き回ったりしないこと。

だい ぶっぴん たいよおよ じべん
第2 物品の貸与及び自弁

しょくじ
1 食事

しょくじ きゅうよ さしい みと
(1) 食事は、すべて給与されます。差入れは認められません。

しゅしょく ぶんりょう せいべつ せいかつかつどう きょうどう
主食の分量は、性別、生活活動の強度等によって、

しょく しょく しょくとう くぶん
A食、B食、C食等に区分されます。

しゅしょく きゅうよ
なお、主食にパンを給与することがあります。

ふくしょく しゅしょく くぶん かんけい げんそく おな もの
副食は、主食の区分に関係なく原則として同じ物が

きゅうよ こんだて えいようし きゅうしょくいんかい けんとう
給与されます。献立は栄養士や給食委員会などで検討し、

えいようめん ちょうり しかた じゅうぶんくふう
栄養面や調理の仕方についても十分工夫がなされています。

しこうひん しきゅう
(2) 嗜好品の支給

ゆうぐうくぶんだい るい もの しこうひん しきゅう
優遇区分第1類の者には、嗜好品を支給することがありま

す。

しこうひん こうにゅう
(3) 嗜好品の購入

ゆうぐうくぶんだい るいいじょう もの かしょう しこうひん こうにゅう
優遇区分第3類以上の者には、菓子等の嗜好品の購入

きよか
が許可されることがあります。

いるい しんぐ
2 衣類・寝具

いるい しんぐ きせつ おう たいよ つぎ ころが
衣類や寝具は、季節に応じて貸与されますので、次のことに心掛
けること。

いるい しんぐ たいせつ と あつか やぶ
(1) 衣類や寝具は、大切に取り扱うこと。もし、破れたり、ほころ
びたりしたときは、職員に申し出ること。

いるい しきふとう つね せいけつ せんたくび かなら だ
(2) 衣類や敷布等は、常に清潔にし、洗濯日には必ず出すこと。
じぶんかって せんたく
自分勝手に洗濯をしないこと。

いるい なふだ さだ いち ただ つ
(3) 衣類の名札は、定められた位置に正しく付けること。

かくじん しきゅう いるいとう た ひと こうかん かいぞう
(4) 各人に支給された衣類等を他の人と交換したり、改造し
ないこと。

たいよ いるい しんぐいがい ゆうぐうくぶん おう こうにゆう
(5) 貸与される衣類・寝具以外に、優遇区分に応じて購入が
きよか
許可されることがあります。

3 日用品

しきゅうひん
(1) 支給品

がみ は はみが せつ にちようひん
ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、石けん、タオルなどの日用品は

しきゅう こうにゆうひん さしいれひん も ひと
支給されます。ただし、購入品や差入品を持っている人には

しきゅう
支給されません。

しきゅう きじゆん べつびょう じょうず つか ふそく
支給の基準は、別表4のとおりです。上手に使用すれば不足

たいせつ つか ころが
しませんので、大切に使うように心掛けましょう。

じべん ぶつぴん
(2) 自弁の物品

じべんぶつぴん りょうちきんおよ さぎょうほうしょうきん こうにゆう
自弁物品とは、領置金及び作業報奨金で購入でき
ぶつぴん ひんもく すうりょう きかく べつびょう
る物品をいい、その品目、数量、規格などは、別表5
じべんまた さしい かか ぶつぴん とりあつか きじゅんいちらんひょう
「自弁又は差入れに係る物品の取扱い基準一覧表」の
とおりとなくなっています。

ぶつぴんこうにゆうび げんそく まいつき かい
なお、これら物品購入日は、原則として毎月1回、
ていきてき う つ ひつよう もう こ
定期的に受け付けていますので、必要なときは申し込むこと。

こうにゆう ほかんげんどりょう こ ばあい こうにゆう
ただし、購入により保管限度量を超える場合は、購入が
ゆる
許されないことがあります。

さしい
(3) 差入れ

さしい かか ぶつぴん べつびょう きさい ぶつぴん
差入れに係る物品は、別表5に記載されている物品のほか、
としょ きんせん しゅっしょじひつよう いるい ゆる
図書、金銭や出所時必要な衣類なども許されます。

さしいれひん とうしょ してい じぎょうしゃあつか かぎ
ただし、差入品には、当所の指定する事業者扱いに限る
いっていきかんない さしい すうりょう せいげん
ものがあり、一定期間内に差入れできる数量にも制限があり
ます。

ゆうそう さしい ゆる もの いちど さしい
また、郵送などで差入れを許されない物や、一度に差入れされ
すうりょう せいげん こ さしい ばあい さしいれぶつ
る数量の制限を越えた差入れがあった場合は、差入物を
さしいれにん ふたん おく かせ さしい よそう
差入人の負担で送り返すことがありますので、差入れが予想され

ひと てがみとう ひつよう ぶっぴんいがい もの おく
る人には、手紙等で必要とする物品以外の物は送らないよう

れんらく
に連絡すること。

つぎ ばあい ゆる
なお、次のような場合は、許されないことがあります。

しょう きりつおよ ちつじょ がい
ア 使用することにより、規律及び秩序を害するおそれがあるもの

さしいれにん しんぞくいがい もの しょう
イ 差入人が親族以外の者であるとき、使用することにより、

きょうせいしょぐう てきせつ じっし ししょう しょう
矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるもの

の

さしいれにん しめい あき
ウ 差入人の氏名が明らかでないもの

じべん しょう も せつしゅ ぶっぴんまた
エ 自弁により使用し、若しくは摂取することができる物品又は

しゃくほう さい ひつよう みと ぶっぴんいがい ぶっぴん
釈放の際に必要と認められる物品以外の物品であるとき。

ほかん ふべん
オ 保管に不便なものであるとき。

ふはい また めっしつ
カ 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。

きけん しょう
キ 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

さしいれにん かんけい て しょうじょうししょう はんだん
ク 差入人との関係に照らし、処遇上支障があると判断

されるとき。

4 領置及び保管私物

にゅうしょ も きんせん りょうちきん
あなたが入所するとき持ってきた金銭は領置金として、

ぶっぴん りょうちぶつ ほかん しょない
物品は領置物として、それぞれ保管されます。ただし、所内で

しょう いるい にちようひんとう ぶっぴん げんそく こうふ
使用できる衣類・日用品等の物品は、原則として交付されます。

こうふ しぶつ ほかんしぶつ
交付された私物は保管私物といいます。

ほかんしぶつ きよしつない たな しぶつしゅうのう とう ほかん
保管私物は、居室内で棚や私物収納バッグ等に保管しなければ

なりません。

ほかんしぶつ かんりせきになん しゅうのう
なお、保管私物の管理責任はあなたたちにあるので、収納バッグ

かなら かぎ か
には必ず鍵を掛けておくこと。

りょうち (1) 領置

とけい ほうせき ゆびわ めんきょしょう しょうめいしょとう きちようひん
ア 時計、宝石、指輪、免許証、証明書等の貴重品は、

とくべつりょうち ほかん
特別領置として保管されます。

にゅうしょ ももの つぎ しんぞくとう
イ 入所するとき持ってきた物で、次のようなものは、親族等へ

こうふまた はいきとう しょぶん しょぶん
の交付又は廃棄等の処分をしなければなりません。処分しな

ばあい きょうせいてき ばいきやくまた はいき
い場合は、強制的に売却又は廃棄することになります。

ほかん ふべん
(ア) 保管に不便なもの

ふはい また めっしつ
(イ) 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの

ほかんしぶつまた りょうちぶつ げんどりょう こ ばあい
(ウ) 保管私物又は領置物の限量を超える場合の

ちょうかりょう そうとう
超限量に相当するもの

とうじしゃ けいぞくちゅう さいばんしょ じけん かん
ウ あなたが当事者として係属中の裁判所の事件に関する

きろく た しよるいまた しよるい うつ ほかんしぶつおよ
記録その他の書類又はその書類の写しは、保管私物及び
りょうちぶつ げんどりょう ふく
領置物の限度量に含めません。

ほかんしぶつ (2) 保管私物

ほかんしぶつ さいだいげんしよじ りょう ほかんげんどりょう
ア 保管私物を最大限所持することができる量（保管限度量）

ほかんしぶつしゅうのう しゅうのう りょう
は、保管私物収納バッグに収納できる量です。

しぶつだな たか いじょう ほかんしぶつ つ あ ほかん
なお、私物棚の高さ以上に保管私物を積み上げたり、保管

しぶつしゅうのう ふた じょうたい
私物収納バッグの蓋がしまらないような状態にしないこと。

ほかんしぶつ しよくいん けんさ
イ 保管私物については、職員による検査があります。

ほかんしぶつ ふんしつとう くじょう う つ じぶん せきにん
ウ 保管私物の紛失等の苦情は受け付けないので、自分で責任

も かんり ほかんしぶつしゅうのう かなら かぎ か
を持って管理し、保管私物収納バッグには必ず鍵を掛けて
おくこと。

ほかんしぶつ げんそく じぶん かんり
エ 保管私物は原則として、自分で管理することとなっていますが、

とく そうとう みと りゆう ばあい りょうち
特に相当と認める理由がある場合については、領置すること

もあります。ただし、保管私物で領置できるのは、時季により

ちやくよう したとう したぎるい かぎ
着用するシャツ、ズボン下等の下着類に限られます。ちり

がみ は とう しょうもうひん また るいじ にちようひん
紙や歯ブラシ等の消耗品、又はこれに類似する日用品を

りょうち
領置することはできません。

よきん (3) 預金

つぎ じょうけん ひと りょうちきん よきん ゆる
次の条件にあてはまる人は、領置金を預金することが許さ

ばあい しょくいん もう で
れる場合があるので、職員に申し出ること。

きんがく いちじる たがく
ア 金額が著しく多額であること。

こうふ しんぞくまた た みよ
イ 交付をなすべき親族又はその他の身寄りがないこと。

ざんけいき ねんいじょう
ウ 残刑期がおおむね1年以上であること。

ぜんしせつ しょう きよか ぶっぴん どうしょ きよか
(4) 前施設で使用を許可されていた物品については、当所で許可

きかく こと ばあい ぶっぴん
されているものと規格が異なっている場合であっても、その物品に

かぎ しょう きよか ばあい ほせいきぐ めがね
限り使用を許可される場合があります。ただし、補正器具（眼鏡、

ぎしゅ ぎそく ぎがん ぎし ほちょうきとう どうしょ いし
義手、義足、義眼、義歯、補聴器等）については、当所の医師

しんさつ けっか ひつよう みと かぎ きよか
の診察の結果、必要と認められるものに限り許可されるものも

あります。

しんぞくとう こうふ
(5) 親族等への交付

ほかんしぶつおよ りょうちぶっぴん どうしょ しゅうよう ひと
保管私物及び領置物品は、当所に収容されている人を

のぞ しんぞくとう こうふ
除き、親族等へ交付することができます。

りょうちぶつまた ほかんしぶつ げんどりょう こ ばあい
(6) 領置物又は保管私物が限度量を超えた場合。

りょうちぶつ さだ しゅるい こすうおよ ほかんりょう こ
ア 領置物が、定められた種類ごとの個数及び保管量を超

ばあい ぶっぴん こうにゅうおよ さしい
えた場合は、物品の購入及び差入れができないことがあります

りょうち りょう りょうちげんどりょうない かぎ
す。領置できる量は領置限度量内に限ります。

ほかんげんどりょう こ ようりょうまた りょうちげんどりょう こ よう
イ 保管限度量を超えた容 量 又は領置限度量を超えた容
りょう ぶっぴんとう とりあつか つぎ
量 の物 品 等 の 取 扱 いは次 のとおりです。

ほかんげんどりょう こ ばあいまた りょうちげんどりょう こ
(ア) 保管限度量を超えた場合又は領置限度量を超えた

ばあい しょくいん こくち ちょうかりょう そうとう
場合には、職 員 が告知しますので、その超 過 量 に相当

ようりょう ぶっぴん しんぞくとう こうふまた はいき
する容 量 の物 品 について、親 族 等 への交付又は廃棄を

しょぶん いっていきかない
しなければなりません。これらの処 分 を一 定期間内(おおむ

げつていど ちょうかりょう そうとう
ね1か 月 程 度)にしないときは、その超 過 量 に相当する

ぶっぴん ばいきやく だいきん りょうち ばいきやく
物 品 を、売 却 して代 金 を領 置 し、売 却 できないとき

はいき
は廃 棄 することがあります。

しょぶん あ ちょうかりょう そうとう
また、これらの処 分 をするに当たって超 過 量 に相当する

ぶっぴん きぼう ちょうしゅ しょぶん ぶっぴん
物 品 については、希 望 を聴 取 しますが、処 分 すべき物 品

とくてい どうしょ てきぎぶっぴん せんてい
を特 定 しないときは、当 所 で適 宜 物 品 を選 定 します。

ほかんげんどりょう こ ばあい ぶっぴん こうにゆうおよ さしい
(イ) 保管限度量を超える場合には、物 品 の購 入 及び差入

せいげん ばあい
れを制 限 される場合があります。

だい ほけんえいせいおよ いりょう 第 3 保 健 衛 生 及 び 医 療

どうしょ きそくただ せいかつ つう けんこう いじ
あなたたちは、当 所 での規 則 正 しい生 活 を通 じて健 康 を維持し

たいせつ ひつよういじょう しんばい
ていくことが大 切 です。必 要 以 上 に心 配 するこ 事 はあ りま せん。

しかし、なんとと言っても集団生活では、お互いが衛生に心がけ、防疫にも協力することが必要です。したがって、食前や用便後の手洗い、流行性の感冒等を予防するため、うがい
を励行するようにしましょう。

1 運動

運動は、心身の健康に必要なものですから、運動の時間を有効に使い、けがのないようにしましょう。

運動については、次のことを心得ておきましょう。

(1) 医師の指示によって、運動の時間や方法を制限されている人

はその指示を守ること。

(2) 運動用具が壊れたり、壊れかかったりして危険な状態にある

ときは、そのまま使用しないで、すぐに職員に申し出ること。

(3) 運動終了後は、運動用具を整頓し、職員の点検を

受けること。

(4) 室内体操は、休日の午前及び午後、健康の保持と増進

のために居室内で行われるものです。体操時間中は、

室内体操の放送を流します。1回の運動時間は15分程度

です。

にゆうよく
2 入浴

にゆうよく げんそく まいしゅう かい かい にゆうよく
入浴は、原則として毎週3回となっており、1回の入浴
じかん ふんかん たにゆうよく つぎ
時間はおおむね15分間です。その他入浴については、次のこと
こころが
を心掛けてください。

よく はい からだ あら はい
(1) 浴そうに入るときは、身体をよく洗ってから入ること。また、
よく ない せつ しょう あたま あら
浴そう内でタオルや石けんを使用したり、頭を洗ったりするな
た ひと めいわく
ど他の人の迷惑になるようなことをしないこと。

いし しじ にゆうよく せいげん ひと しじ まも
(2) 医師の指示で入浴を制限されている人は、その指示を守ること。
と。

ちょうはつとう
3 調髪等

ちょうはつ
(1) 調髪

ちょうはつ げんそく つぎ かいおこな ちょうはつ
調髪は、原則として1月に1回行います。調髪の
かみがた げんけいが なが ていど まえごぶが なが
髪形は、原形刈り（長さ0.2cm程度）、前五分刈り（長さ1.
ていど きぼう つぎ じょうけん
5cm程度）のいずれかを希望することができますが、次の条件に
あ ひと きぼう ちゅうはつがり なが かみ の
当たる人は、希望によって中髪刈り（長さ5cmまで髪を伸ばし
か あ かた もう で
て刈り上げる型）もできますので、申し出てください。

かりしゃくほうじゅんび ひつよう ひと ちほうこうせいほごい
ア 仮釈放準備のため必要がある人（地方更生保護委
いんかい いいんめんせつ しゅうりょう もの かぎ
員会の委員面接が終了している者に限る。）

けいきしゅうりょう げつまえ ひと
イ 刑期終了3か月前の人

きんこじゅけいしゃ
ウ 禁錮受刑者

こうりゅうじゅけいしゃ
エ 拘留受刑者

せいげんくぶんだい しゅまた だい しゅ してい ひと
オ 制限区分第1種又は第2種に指定された人

ちょうはつ さい りはつがかり きてい かみがたいがい かみがた
また、調髪の際は、理髪係に規定の髪形以外の髪形を
きょうよう りはつがかり ひつよういがい はなし りようきぐ
強要したり、理髪係と必要以外の話をしたり、理容器具に
て ふ
手を触れたりしてはいけません。

(2) ひげそり

にゅうよく つどおこな さい
ひげそりは、入浴の都度行います。ひげそりの際、カミソリ
けつえき かんせんぼうし こじんたいよ
は、血液などによる感染防止のため、個人貸与となっていますの
た ひと か か きんし ひたい は ぎわ
で、他の人との貸し借りを禁止します。また、額の生え際をそり
こ お なが きょくたん
込んだり、まゆをそり落としたり、もみあげを長くしたり、極端に
みじか
短くしてはいけません。

でんき しよじ ひと まいにち おこな
なお、電気カミソリを所持している人は、毎日ひげそりを行
じかん ばしょ き き つ
ことができますが、時間や場所が決められていますので、気を付けてく
ださい。

4 医療

しんさつ ちりょう つぎ こころえ
(1) 診察や治療については、次のことを心得ておきましょう。

ア ^{きんき}ピリン禁忌などのアレルギー^{たいしつ}体質^{ひと}の人は、^{かなら}必ず^{しょくいん}職員^{もう}に申
で
し出ること。

イ ^{かんせん}感染^{ひふびょう}のおそれのある皮膚病^{せいびょう}、^{ひと}性病^{ひと}などにかかっている人
^{すみ}は、速やかに^{しょくいん}職員^{もう}に申し出て^で治療^{ちりょう}を受け、^う他の人^たに迷惑^{ひと}を
か
掛けないようにすること。

ウ ^{びょうき}病気^{しんさつ}やけがのため^{ちりょう}診察^うや治療^うを受けたいときは、^{まいあさ}毎朝^じ9時
^{ごろ}頃までに^{たんとうしょくいん}担当職員^{もう}に申し出て^でおくこと。^{きゅうびょう}ただし、急病
^{すみ}のときは、速やかに^{もう}申し出ること。

エ ^{しんさつ}診察^うを受けるときは、^{びょうじょう}病状^{おお}を大げさに^{うった}訴えたり、^{いつわ}偽
^{うった}りの訴え^{うった}をしたりしないこと。

オ ^{くすり}薬^{しじ}は指示^{かなら}されたとおりに、^{ふくよう}必ず^た服用^たすること。また、他の
^{ひと}人と^{くすり}薬^とのやり取り^{きけん}をすることは危険^{ぜったい}なので、絶対^{ぜったい}にしないこ
と。

カ ^{びょうき}病気^{ちりょう}によっては、治療^{つうじょう}のため、通常^{こと}と異なる^{しょくりょう}食料^{しょくりょう}が
^{とくべつ}特別^{きゅうよ}に給与^{せいげん}されたり、制限^{せいげん}されたりすることがあること。

キ ^{しんさつ}診察^{かんせんしょうよぼう}や感染^{けんべん}症^{ちゅうしゃ}予防^{せつしゅ}のため^{せつしゅ}検便^{せつしゅ}、注射^{せつしゅ}、接種^{せつしゅ}などをす
^{とくべつ}るときは、特別^{りゆう}の理由^{かぎ}がない限り^{かなら}必ず^う受けること。

^{しめい}(2) 指名^{しんりょう}医^{しんりょう}による^{しんりょう}診療^{しんりょう}

とくべつ りゆう ばあい けいじせつ しょくいん
特別な理由がある場合には、あなたが刑事施設の職員でない

いしまた しかいし しめい いし しんりょう しめいい
医師又は歯科医師を指名して、その医師の診療（指名医による

しんりょう う ゆる ばあい
診療）を受けることが許されることがあります。この場合の

しんさつ よう ひよう じこふたん
診察に要した費用はすべて自己負担となります。

しめいい しんりょう ゆる げんそく つぎ かく
指名医による診療が許されるためには、原則として次の各

ようけん み ひつよう しめいい しん
要件のすべてを満たしている必要があります。指名医による診

りょう きぼう ひと しょくいん もう で
療を希望する人は、職員に申し出ること。

しめいい しんりょう もと しょうびょう ゆう
ア 指名医による診療を求める傷病を有していること。

しめいい しんりょう かか いし とくてい
イ 指名医による診療に係る医師を特定していること。

しめいい しんりょう どうしょない じっしかのう
ウ 指名医による診療が当所内で実施可能であること。

どうしょ しんりょう たいおう こんなん ふしょう
エ 当所における診療として対応することが困難な負傷

また しっぺい
又は疾病であること。

どうしょ かんりうんえいじょうししょう
オ 当所の管理運営上支障がないこと。

しめいい しんりょう しょうだく
カ 指名医が診療を承諾していること。

(3) しょうかいじょうとう こうふ 紹介状等の交付

まんせいしっかん かん また しゃくほうまちか きゅうせいしっかん
慢性疾患にり患し、又は釈放間近に急性疾患にり

かん ひと しゃくほうご ひ つづ いりょうきかん しんりょう ひつ
患した人で、釈放後も引き続き医療機関での診療が必

よう はんたん ひと きぼう おう しょうかいじょう
要であると判断された人については、希望に応じて紹介状

こうふ きぼう ひと しょくいん もう で
を交付するので、希望する人は職員に申し出ること。

だい しゅうきょうとう 第4 宗教等

かくしゅうは しゅうきょうか きょうかいし しゅうきょうきょうかい
各宗派の宗教家である教誨師によって、宗教教誨
しゅうきょうぎょうじ さんか きかい もう
や宗教行事へ参加する機会が設けられています。それぞれ
ぼしゅう こくち きぼう ひと しょくいん もう で
募集や告知がありますので、希望する人は、職員に申し出ること
と。

かぞく ひがいしゃ めいにち どきょう た しゅうきょうぎょうじ
また、家族や被害者の命日などに読経その他の宗教行事
きぼう おな
を希望するときも同じです。

よかじかん きょしつ こじんてき どきょう れいはい
なお、余暇時間に居室において、個人的に読経や礼拝などの
しゅうきょうこうい おこな おお こえ おと だ
宗教行為を行うこともできますが、大きな声や音を出すなど、
とうしょ きりつおよ ちつじょ いじ ししょう しょう ばあい
当所の規律及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある場合は
ゆる
許されないことがあります。

しゅうきょうじょう ぎしきぎょうじおよ しゅうきょうきょうかい しゅるい
宗教上の儀式行事及び宗教教誨の種類には、
ひがんほうよう ぼんほうよう かい しゅうごうきょうかい
彼岸法要、盆法要、クリスマス会、集合教誨、
こべつきょうかいとう
個別教誨等があります。

だい しょせきとう 第5 書籍等

しょせき そなえつけしょせき じべんしょせき わ そなえつけ
書籍は、備付書籍と自弁書籍に分けられます。備付

しょせき ふつうそなえつけしょせき しょうせつ まんがぼんとう
書籍には普通備付書籍（小説や漫画本等）と

とくべつそなえつけしょせき じてん がくしゅうようとしょとう
特別備付書籍（辞典や学習用図書等）があります。

そなえつけしょせきとう 1 備付書籍等

ふつうそなえつけしょせき こうじょうとう そな つ こうじょうぶんこ
(1) 普通備付書籍は、工場等に備え付けられた工場文庫

まいにち さつか たいよきかん かいな
から毎日1冊借りることができます。貸与期間は、10日以内
です。

とくべつそなえつけしょせき としよもくろく えら がんせん もう こ
(2) 特別備付書籍は図書目録から選んで願箋で申し込みま

たいよきかん げついない
す。貸与期間は1か月以内です。

えつらんきかん す そなえつけしょせき しょじ きかん
閲覧期間を過ぎた備付書籍は所持できませんので、期間

えんちょう きぼう ばあい しょくいん もう で
の延長を希望する場合は、職員に申し出ること。

じべんしょせきとう 2 自弁書籍等

じべんしょせき えつらんきかんおよ きよしつない しょじさつすう せいげん
(1) 自弁書籍の閲覧期間及び居室内での所持冊数の制限は

た しぶつ あ ほかんげんど ようりょう こ しょじ
ありませんが、他の私物と合わせた保管限度の容量を超えた所持
みと
は認められません。

じべんしょせき えつらんきじゅんとう
(2) 自弁書籍の閲覧基準等

じべんしょせき ないよう つぎ あ ぶぶん き と
自弁書籍の内容が次に当たるときは、その部分を切り取られた

け ばあい ほん えつらん ゆる
り、消されたり、場合によっては、その本の閲覧を許されな
ったりすることがあります。

とうしょ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう
ア 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある

ふせい がいぶこうつう どうそう しゅだんどう きさい
るとき（不正な外部交通や逃走の手段等を記載したもの、

つうしんぶん あんごう か こ ふせい こうさく
通信文や暗号などが書き込まれているもの、不正に工作が
くわ どう
加えられているもの等）。

きょうせいしょぐう てきせつ じっし ししょう しょう
イ 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある

ぼうりょくだん かつどう こうてい せいはんざい じょ
るとき（暴力団の活動を肯定するもの、性犯罪を助

ちょう どう
長するもの等）

えつらんど とりあつか
(3) 閲覧後の取扱い

よ お ざっし げっかんし しゅうかんし じゅんかんし げんそく
読み終わった雑誌（月刊誌・週刊誌・旬刊誌）は、原則と

はいき
して廃棄となります。

こうにゆうてつづき
(4) 購入手続

つき こうにゆう さっすう さつ こうにゆうもうしこ
1月に購入できる冊数は6冊までです。購入申込みに

つぎ
ついては次のとおりです。

ざっしいがい しょせき まいつき かいうけつけ
ア 雑誌以外の書籍 毎月2回受付

ざっし
イ 雑誌

げっかんし まいつき かいうけつけ
(ア) 月刊誌 毎月1回受付

しゅうかんし じゅんかんし まいつき かいうけつけ
(イ) 週刊誌・旬刊誌 毎月1回受付

ひきわた
(5) 引渡し

じべんしょせきとう　しよてい　けんさ　しんさ　へ　じゅんじみな　がた
自弁書籍等は、所定の検査や審査を経て、順次皆さん方に
ひ　わた　しよせき　りょう　た　りゆう　ひきわた
引き渡されますが、書籍の量やその他の理由により引渡しに
じかん　よう
時間を要することがあります。

（6）付録等

しよせき　つ　ふろくぶつとう　じべん　しろう
書籍に付いている付録物等のうち、自弁により使用することが
ぶっぴん　ひきわた　りょうち　みと　げんそく
できない物品については、引渡しも領置も認められず、原則
はいき　しんぞくとう　こうふ　きぼう　ばあい　すみ
として廃棄となりますが、親族等への交付を希望する場合は、速
しよくいん　もう　で
やかに職員へ申し出ること。

3 新聞紙

しんぶんし　にっかんつうじょうしんぶんし　じじ　かん　じこう　そうごうてき
新聞紙は、日刊通常新聞紙（時事に関する事項を総合的
ほうどう　にっかんしんぶんし　にっかんとくべつしんぶんし　しとう
に報道する日刊新聞紙）と日刊特別新聞紙（スポーツ紙等）
わ　じべん　こうどく　じべんしんぶんし　こうじょう
に分けられます。さらに自弁で購読する自弁新聞紙と、工場や
きよしつ　かいらん　そなえつけしんぶんし
居室ごとに回覧する備付新聞紙があります。

（1）備付新聞紙

そなえつけしんぶんし　にっかんつうじょうしんぶんし　えつらん
備付新聞紙は、日刊通常新聞紙のうちから、閲覧
けいこう　さんこう　し　せんてい　かいらん
傾向を参考にして1紙を選定して回覧しています。

（2）自弁新聞紙

にっかんつうじょうしんぶんし　にっかんとくべつしんぶんし　してい
ア　日刊通常新聞紙と日刊特別新聞紙のうち、指定する

し し してい ぎょうしゃ こうにゆう
2紙のうちから1紙を、指定した業者から購入することがで
きます。

こうどく きぼう ばあい つき かいしてい ひ もう こ
イ 購読を希望する場合は月に1回指定された日に申し込むこと
ができます。継続して購入を申し込めるのは、月単位で
さいだい げつ
最大6か月です。

しんぶんきじ ないよう しょせきとう おな きじゆん き と
ウ 新聞記事の内容についても、書籍等と同じ基準で切り取
け ばあい えつらん ゆる
られたり消されたり、場合によっては閲覧を許されないことがあ
ります。

えつらご しんぶんし ざっし どうよう はいき
閲覧後の新聞紙は、雑誌と同様に廃棄となります。

しゃしん 4 写真

しゃしん じべん しょせきとう どうよう あつか えつらん
写真については、自弁の書籍等と同様の扱いです。閲覧の
きんしとう がいとう まいすう きげん せいげん しょじ
禁止等に該当するものでなければ、枚数、期限を制限せず所持す
ゆる
ることが許されます。

しゃしん むよう ふせ た ひと
なお、写真は、無用のトラブルを防ぐためにも、みだりに他の人に
み
見せないようにしましょう。

だい きょうせいしょぐうとう 第6 矯正処遇等

きょうせいしょぐう さぎょう か かくしゅかいぜん
あなたたちには、矯正処遇として作業が課され、各種改善

しどうおよ きょうかしどう ここ ひつようせい おう じっし
指導及び教科指導が、個々の必要性に応じ実施されますので、

せつきよくてき と く
積極的に取り組まなければなりません。

1 処遇調査

にゆうしょご けいしっこうかいしじ しどう う こべつ
入所後まもなく、刑執行開始時の指導を受けながら、個別の
きょうせいしょぐう じっしやうりょう しょぐうやうりょう さくせい
矯正処遇の実施要領（処遇要領）を作成するための
しょぐうちやうさ う かん めんせつ しんさつ けんさ た
処遇調査を受けます。この間、面接、診察、検査その他の
ほうほう かくじ しんじょう しょくぎょう きやういくとう てきせい しこう
方法により各自の身上、職業・教育等の適性・志向、
しょうらい せいかつせつけい ちょうさ
将来の生活設計などについていろいろな調査をしますが、これ
はこれからの受刑生活にとって大事なことから、職員から
たず たい い かく
尋ねられたことに対しては、うそを言ったり、隠したりしないで、あり
こた ちょうさ う
のままを答え、まじめに調査を受けましょう。

2 刑執行開始時の指導

しどう じゅけい いぎ きょうせいしょぐう せいどおよ いぎ
この指導は、受刑の意義、矯正処遇の制度及び意義、
きょうせいしょぐう もくひょう ないようおよ ほうほう しせつ
矯正処遇の目標、内容及び方法、施設における
せいかつじょう こころえ しゅうだんせいかつじょうひつよう ききよどうさ ほうほう
生活上の心得、集団生活上必要な起居動作の方法に
こうわ こべつめんせつ こうどうくんれん た しどうほうほう
ついて、講話、個別面接、行動訓練、その他の指導方法によっ
おこな じゅこう いちにち はや しょうないせいかつ
て行われますので、まじめに受講し、1日も早く所内生活に
こころが
なじむように心掛けましょう。

せいげん かんわ
3 制限の緩和

しょうない せいかつおよ こうどう しせつ きりつおよ
所内でのあなたたちの生活及び行動は、施設の規律及び
ちつじょ てきせい いじ ばめん せいげん
秩序を適正に維持するためにさまざまな場面で制限されています。

せいげん かんわ じはつせいおよ じりつせい やしな
制限の緩和とは、あなたたちの自発性及び自律性を養うために
かいぜんこうせい いよく かんきおよ しゃかいせいかつ てきおう のうりよく
『改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の
いくせい はか しょうぐう もくてき たっせい みこ たか
育成を図る』という処遇の目的を達成する見込みが高まるに
したが せいげん じゅんじかんわ せいど
従い、これらの制限を順次緩和する制度です。

せいげん くぶん だい しゅ だい しゅ だんかい ないよう
制限の区分は、第1種から第4種までの4段階あり、内容は
べつびょう
別表2のとおりです。

しょうぐうちょうさ しゅうりょうご ひとりひとり せいかつじょうきょうとう
処遇調査の終了後、一人一人の生活状況等を
そうごうてき ひょうか せいげんくぶん してい
総合的に評価して制限区分が指定されます。

ご ひょうか みなお げつ おこな
その後の評価の見直しは、おおむね6か月ごとに行いますが、
ひつよう みと ずいじみなお せいげんくぶん へんこう
必要があると認めるときは随時見直し、制限区分を変更すること
もあります。

ゆうぐうそち
4 優遇措置

かいぜんこうせい いよく かんき
あなたたちの改善更生の意欲を喚起するため、あなたたちの
じゅけいたいど ひょうか おう ゆうぐうそち あた せいど
受刑態度の評価に応じて、優遇措置を与える制度です。

ゆうぐうくぶん だい るい だい るい だんかい くぶん
優遇区分は、第1類から第5類までの5段階に区分され、

ゆうぐうそち おも しゅるいおよ ないよう べっぴょう
優遇措置の主な種類及び内容は別表3のとおりです。

ゆうぐうそち にちじょうせいかつとう たいど しょうばつ じょうきょう さぎょう
優遇措置は、日常生活等の態度、賞罰の状況、作業

とりくみじょうきょう かくしゅしどう とりくみじょうきょうおよ しかく
への取組状況、各種指導への取組状況及び資格の

しゅとくじょうきょう そうごうてき ひょうか ゆうぐうくぶん けつてい
取得状況を総合的に評価して、優遇区分が決定されま

す。

ゆうぐうくぶん ひょうかきかん がつ がつ およ がつ
優遇区分の評価期間は、4月から9月まで及び10月から

よくねん がつ かく げつかん ご げつかん ゆうぐうそち
翌年3月までの各6か月間で、その後の6か月間に優遇措置が

こう
講じられます。

ゆうぐうくぶん してい こくち さいしょ してい ぜんかい
優遇区分の指定の告知は、最初に指定するときと前回の

ゆうぐうくぶん こと くぶん してい ばあい おこな
優遇区分と異なる区分に指定された場合にのみ行います。しかし、

ゆうぐうくぶん してい あと ちょうばつ う ばあいまた
優遇区分を指定した後に、あなたたちが懲罰を受けた場合又は

ほうしょう あた ばあい してい へんこう
褒賞を与えられた場合には、その指定を変更することがあります。

5 かんきょうちょうせい 環境調整

かりしゃくほう ゆる じょうけん ひと きじゅうち ひきうけにん
仮釈放が許される条件の一つとして、帰住地と引受人

さだ ひつよう がた もうしで もと
が定まっている必要があります。そのため、あなた方の申出に基

こうせいほごかんしょ せいかつかんきょうちょうせい いらい
づいて、更生保護官署に生活環境調整を依頼します。これは、

がた しゅっしょ あんしん ひきうけにん こうせい
あなた方がいつ出所しても、安心して引受人のもとで更生で

うけいれたいせい ととの
きるように、受入体制を整えておくためのものです。

ひきうけにん はいぐうしゃ おやきょうだいとう しんぞく のぞ
引受人は、配偶者、親兄弟等の親族であることが望まし
いのですが、しんぞく たの じじょう ひと やといぬし ちじん
親族に頼めない事情がある人は、雇主や知人を
ひきうけにん ねが で ひきうけにん もうしで
引受人として願ひ出ることもできます。ただし、引受人の申出に
ひきう ねが せんぼう りょうしょう え
ついては、あらかじめ引受けをお願いする先方の了承を得てくだ
さい。また、もう で きじゅうち ひきうけにん ほごかんさつしよちょう
申し出た帰住地や引受人が保護観察所長により
ふてきとう はんだん ばあい へんこう ひつよう したが
不相当と判断された場合は、変更する必要があります。従って、
きじゅうち ひきうけにん せんてい しんちょう けんとう
帰住地や引受人の選定にあたっては、慎重に検討してください。
てきとう きじゅうち ひきうけにん ひと こうせいほごしせつ きじゅう
適当な帰住地や引受人がない人は、更生保護施設への帰住を
きぼう しょくいん もう で
希望することもできますので、職員に申し出てください。ただし、
こうせいほごしせつ しゅうようじょうきょう がた じゅけいたいどう
更生保護施設の収容状況やあなた方の受刑態度等によって、
きよか ばあい
許可されない場合もあります。

6 釈放前の指導

しどう かりしゃくほう きよかけってい ひとおよ けいきしゅうりょう
この指導は、仮釈放の許可決定があった人及び刑期終了
しゃくほうび ちか ひと たいしょう えんかつ しゃかいふっき
による釈放日が近づいた人を対象として、円滑な社会復帰が
しどう えんじょ おこな しどうきかん
できるよう指導、援助を行うものですが、その指導期間は、その
たいしょう ひと こと
対象となる人によって異なります。

7 作業

けいむしょ さぎょう しょくぎょうてきぎのう しゅうとく ろうどういよくぞうしん
刑務所の作業は、職業的技能の習得や労働意欲増進

もくてき しゆし りかい してい
などを目的とするものですから、この趣旨をよく理解し、指定された
しごと はげ こころが
仕事に励むよう 心 掛けましょう。

さぎょうじかん (1) 作業時間

さぎょうじかん げんそく へいじつ げつようび きんようび にち
作業時間は、原則として平日（月曜日から金曜日）の1日8
じかん じじょう えんちょう たんしゆく
時間となっていますが、事情によっては、延長したり、短縮し
たりすることがあります。また、作業を行わない日は、土曜日、
にちようび こくみん しゆくじつ かん ほうりつ きてい きゅうじつ
日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12
がつ にち よくねん がつ か ひ かき かかん さぎょう
月29日から翌年1月3日までの日、夏季における3日間の作業
おこな ひ つうじょう がつ にち どうげつ にち つき かい
を行わない日（通常、8月13日から同月15日）、月2回
きょうせいしどう ひ かくしゆきょういくとう
の矯正指導の日には各種教育等が行われます。

すいじがかり かいじよがかり してい ひと さぎょう おこな
炊事係や介助係などに指定されている人は、作業を行わ
ひ しゅうぎょう
ない日でも就業しなければならないことがあります。

さぎょう しゆるい (2) 作業の種類

とうしょ さぎょう しゆるい つぎ
当所における作業の種類は、次のとおりです。

せいさんさぎょう かみせいひん かこう せいさく
生産作業は、紙製品の加工や製作などです。

じえいさぎょう けいりさぎょう すいじがかり かいじよがかり
自営作業として経理作業（炊事係、介助係、
せんたくがかり えいせいがかりと う えいぜんさぎょう だいく さかんと う
洗濯係、衛生係等）と営繕作業（大工、左官等）が
いがい しんたいきのうおよ にんちきのう いじ
あります。また、それ以外に身体機能及び認知機能の維持・

こうじょう もくてき じっし きのうこうじょうさぎょう
向 上 を 目 的 に 実 施 す る 機 能 向 上 作 業 が あ り ま す 。

さぎょうしてい
(3) 作 業 指 定

にゆうしょじちょうさ お しょうしんさかい ひら かいぎ
入 所 時 調 査 が 終 わ る と 処 遇 審 査 会 が 開 か れ ま す 。 こ の 会 議
では、あなたたちの職 業 歴 や 技 能、身 体 状 況、将 来
せいかつせつけい さぎょう かん きぼう もと しんさ おこな
の 生 活 設 計、作 業 に 関 す る 希 望 な ど を 基 に し て 審 査 が 行 わ
れ、こ れ か ら 就 業 す る 作 業 の 種 類 及 び 工 場 等 が 決 定 さ
れ ま す が、そ の 時 の 工 場 の 都 合 や 人 間 関 係 な ど、い ろ ろ な
めん こうりよ けつてい かなら きぼう
面 を 考 慮 し て 決 定 さ れ る の で、必 ず し も あ な た た ち の 希 望 ど お
り の 作 業 に 就 け る と は 限 り ま せ ん が、職 業 経 験 を 広 げ る こ
と に も な る の で、そ の 作 業 に 精 一 杯 取 り 組 む こ と が 大 切 で す 。

しゅうぎょうじょう ころえ
(4) 就 業 上 の 心 得

さぎょう ばしょ さぎょう ないよう ころえじこう じゃっかん
作 業 を す る 場 所 や 作 業 の 内 容 に よ っ て 心 得 事 項 も 若 干
ちが さぎょう ばあい いっぱんてき つぎ
違 っ て い ま す が、ど の 作 業 を す る 場 合 で も、一 般 的 に 次 の こ と
ころえ ひつよう
を 心 得 て お く 必 要 が あ り ま す 。

さぎょう かいし かなら きかい きぐ てんけん
ア 作 業 を 開 始 す る と き は、必 ず 機 械 や 器 具 の 点 検 を す る こ と 。

さぎょうちゅう さぎょう しゅうちゅう み ざつだん
イ 作 業 中 は、作 業 に 集 中 し、わ き 見 や 雑 談 を し た り、

しょくいん きよか ばしょ はな
職 員 の 許 可 な く、そ の 場 所 を 離 れ た り し な い こ と 。

ようべん た ようけん さだ ばしょ はな かなら
ウ 用 便 そ の 他 の 用 件 で 定 め ら れ た 場 所 を 離 れ る と き は、必 ず

しょくいん きよか う ようべん きゅうけい
職員の許可を受けること。用便は、なるべく休憩、

きゅうそくじかん りょう おこな
休憩時間を利用して行うこと。

きかい きぐ ざいりょう せいひん たいせつ と あつか つね
エ 機械、器具、材料、製品などは、大切に取り扱い、常
せいりせいとん こころが もの こわ な
に整理整頓を心掛けること。もし、これらの物を壊したり、失

しょくいん もう で
くしたりなどしたときは、すぐに職員に申し出ること。

ざいりょう むだ つか しょくいん めいれい ぶっぴん つく
オ 材料を無駄に使ったり、職員の命令のない物品を作

ったりしないこと。

きかい きぐ こしょう ちょうし わる かなら
カ 機械や器具が故障したときや調子が悪いときは、必ず

しょくいん もう で
職員に申し出ること。

じぶん たいよ きぐ てんけん せき
キ 自分に貸与された器具は、いつ点検があってもよいように責

にん も ひんもく すうりょう お ばしょ たし
任を持って、品目、数量、置き場所などを確かめておき、

かっ て た ひと か か しょくいん きよか こうじょうがい
勝手に他の人と貸し借りしたり、職員の許可なく工場外に

も だ
持ち出したりしないこと。

ぎょうしゃ ぶがいしゃ さぎょうじょうひつよう いがい はなし
ク 業者などの部外者と作業上必要なこと以外の話を

しないこと。

さぎょう しゅうりょう さぎょう あいず どうぐるい
ケ 作業を終了するときには、「作業やめ」の合図で道具類

しょくいん てんけん う
をまとめ、職員の点検を受けること。

あんぜんこころえ
(5) 安全心得

こうじょう きかい ゆだん おお
工場には、いろいろな機械があり、油断をすれば大けがをする
ことがあります。そこで、はじ さぎょう つ ばあい さぎょう つ
初めて作業に就く場合や作業に就いて
ひつよう あんぜんきょういく おこな おし
からも必要な安全教育が行われますので、教えられたこと
したが こうどう
に従って行動すること。

とく つぎ ことがら じゅうよう かなら まも
特に、次の事柄は重要なことですから、必ず守
りましょう。

してい ものいがい ぜったい きかい そうさ
ア 指定された者以外は、絶対に機械の操作をしないこと。

きかい と つ あんぜんそうち かって と はず
イ 機械に取り付けられている安全装置を勝手に取り外さないこ
と。

さぎょうちゅう さだ ほごぐ かなら ただ ちやくよう
ウ 作業中は定められた保護具を必ず正しく着用すること。

きかい うんてん ちゅうゆ そうじ ちょうせい
エ 機械を運転しながら注油、掃除、調整などをしないこと。

さぎょうとうこう (6) 作業等工

さぎょうとうこう さぎょう たい ぎのうおよ
作業等工は、作業に対するあなたたちの技能及び
さぎょうせいせき もと とうこう とうこう だんかい わ
作業成績に基づき、1等工から10等工まで10段階に分
けられていますが、さぎょうとうこう さぎょうほうしょうきん けいさん
この作業等工は、作業報奨金を計算
きそ
するときの基礎となるものです。

さぎょう つ げんそく とうこう してい
作業に就いたら、原則として10等工に指定されますが、そ
ご しょうとう きじゆん もと ぎのう さぎょうせいせき しんさ
の後は、昇等の基準に基づき、技能や作業成績を審査し

じゅんじじょうい さぎょうとうきゅう しょうとう
 て、順次上位の作業等級に昇等することになっています。

せいせき しょうとうひょうじゅんきかん
 しかし、成績によっては、昇等標準期間にかかわらず
 しょうとう ぎやく こうとう
 昇等したり、逆に降等したりすることもあります。

さぎょう いか しゅるい くぶん しょうとうくぶん
 作業は以下の3種類に区分され、それぞれの昇等区分に
 しょうとう じょうげん き てんぎょう
 よって昇等の上限が決められており、転業したときは、
 げんそく とうこう してい
 原則として10等工に指定されます。

さぎょう
 ア A作業

おも すいじ せんたく かいじょ りはつ さぎょうようきかいたま きぐ
 主に炊事、洗濯、介助、理髪、作業用機械又は器具を
 もち ぶつびん せいさく た ひかくてきこうど ちしきおよ ぎのう よう
 用いる物品の製作その他の比較的高度な知識及び技能を要
 さぎょう
 する作業をいいます。

さぎょう
 イ B作業

さぎょうおよ さぎょういがい さぎょう
 A作業及びC作業以外の作業をいいます。

さぎょう
 ウ C作業

おも きよしつないまた じゅん さぎょう
 主に居室内又はこれに準ずる作業をいいます。

しょうとうきじゅんひょう
 昇等基準表

		10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
とうきゅう 等級	しょうとう 昇等	とう 等									
	くぶん 区分	こう 工									

しょうとう 昇等 ひょうじゆん 標準 きかん 期間	A さぎょう 作業	1 げつ 月	1 げつ 月	2 げつ 月	3 げつ 月	4 げつ 月	5 げつ 月	6 げつ 月	7 げつ 月	8 げつ 月	じょう 上 げん 限
	B さぎょう 作業	1 げつ 月	2 げつ 月	2 げつ 月	3 げつ 月	4 げつ 月	5 げつ 月	6 げつ 月	じょう 上 げん 限		
	C さぎょう 作業	3 げつ 月	3 げつ 月	5 げつ 月	6 げつ 月	7 げつ 月	じょう 上 げん 限				

さぎょうせいせき さぎょうのうりつ せいひん できば ざいりょう
 なお、作業成績は、作業能率、製品の出来栄え、材料・
 きぐ とりあつか かつか あんぜんたいどおよ どりよく ていどう しんさ
 器具の取扱い方、安全態度及び努力の程度等について審査し、
 けつてい
 決定します。

さぎょうほうしょうきん
 (7) 作業報奨金

さぎょう ひと つき さぎょうほうしょうきん けいさん
 作業をした人には、月ごとに作業報奨金の計算がされます。
 さぎょうとうこう しゅうぎょうじかん さぎょうせいせき しゅうぎょうちゅう
 これは、作業等工、就業時間、作業成績、就業中
 たいどおよ とくしゅさぎょう じかんがいさぎょう もと けいさん
 の態度及び特殊作業、時間外作業などに基づいて計算され、
 よくげつ にち かくじん こくち
 翌月15日までに各人に告知されます。

さぎょうほうしょうきん しゃくほう さい こうせいしきん いちぶ し
 作業報奨金は、釈放の際に更生資金の一部として支
 きゅう げんそく しゃくほうまえ き はんないない
 給されるのが原則ですが、釈放前でも、決められた範囲内で
 じべんぶつぴんとう こうにゅう しんぞく せいけい えんじょ ひがいしゃ たい
 自弁物品等の購入や、親族の生計の援助、被害者に対す
 そんがいばいしょう じゅうとう そうとう みと ばあい しきゅう
 る損害賠償への充当など相当と認められる場合に支給され

ることがあります。

てあてきん
(8) 手当金

しぼうてあてきん
ア 死亡手当金

さぎょうじょうしぼう ばあい いぞくとう たい しぼうてあてきん
作業上死亡した場合、遺族等に対して死亡手当金が
しきゅう
支給されます。

しょうがいてあてきん
イ 障害手当金

さぎょうじょう ふしょう しっぺい しんたい しょうがい のこ ばあい
作業上の負傷や疾病により身体に障害が残る場合、
ていど おう しょうがいてあてきん しきゅう
その程度に応じ、障害手当金が支給されます。
こいまた じゅうだい かしつ ふしょう また しっぺい
ただし、故意又は重大な過失によって負傷し、又は疾病に
ぜんぶまた いちぶ しきゅう ばあい
かかったときは、その全部又は一部が支給されない場合があります。
す。

かくしゅしどう
8 各種指導

かくしゅしどう かいぜんしどう きょうかしどう くぶん
各種指導は、改善指導と教科指導に区分されます。いずれも
きょうせいしょぐう いっかん はんざい せきになん じかく けんこう しんしん
矯正処遇の一環として犯罪の責任を自覚し、健康な心身を
つちか しゃかいせいかつ てきおう ひつよう ちしきおよ せいかつたいど
培い、社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度
しゅうとく もくてき おこな かくしゅしどう
を習得することを目的として行われますので、これら各種指導を
せっきよくてき う こころが
積極的に受けるよう心掛けましょう。

かいぜんしどう
(1) 改善指導

かいぜんしどう いっぱんかいぜんしどう とくべつかいぜんしどう くぶん
改善指導は、一般改善指導と特別改善指導に区分されま
す。

いっばんかいぜんしどう
ア 一般改善指導

こうわ ぎょうじ こべつ おこな めんせつ そうだん じよげんとう つう
講話、行事、個別に行う面接、相談・助言等を通じ、
ひがいしゃ かぞくとう お じょうきょう しんじょう りかい
被害者やその家族等の置かれた状況や心情を理解すると
ともに、みずか おか つみ たい はんせい ふか
自らの犯した罪に対する反省を深めること、
きそくただ せいかつしゅうかん けんぜん みかた かんが なた み
規則正しい生活習慣、健全なものを見方や考え方を身
つ しんしん けんこう ぞうしん およ しゃくほうご
に付け、心身の健康を増進させること及び釈放後の
せいかつせつけい ひつよう じょうほう ていきょう う しゃかいせいかつ
生活設計に必要な情報の提供を受け、社会生活に
もと きょうちょうせい きそく じゅんしゅ せいしん
おいて求められる協調性、規則を遵守する精神、
こうどうようしきとう み つ もくひょう
行動様式等を身に付けることなどを目標にしています。

とくべつかいぜんしどう
イ 特別改善指導

ひがいしゃとう たい しゃざい いしき ひく つみ げんいん
被害者等に対する謝罪の意識の低さや罪の原因となる
にんち なたよ また じことうせいりよく ふそく こうつうあんぜん かん
認知の偏り又は自己統制力の不足、交通安全に関する
いしき ひく しょくば にんげんかんけい てきおう ひつよう
意識の低さ、職場における人間関係に適応するのに必要
こころがま およ こうどうようしき み つ た
な心構え及び行動様式が身に付いていないなど、その他の
えんかつ しゃかいふつき ししょう みと もの たい
円滑な社会復帰に支障があると認められる者に対して
とくべつかいぜんしどう おこな
特別改善指導を行います。

とくべつかいぜんしどう　じゅこう　ひと　じゅぎょう
なお、特別改善指導を受講することになった人は、授業
う　ぎむ　かって　じゅこう　きよひ
を受けることが義務ですから、勝手に受講を拒否することはできま
せん。

きょうかしどう (2) 教科指導

しゃかいせいかつ　きそ　がくりよく　か　かいぜんこうせいおよ
社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び
えんかつ　しゃかいふつき　ししょう　みと　ひと　たい
円滑な社会復帰に支障があると認められる人に対して、
きょうかしどう　おこな
教科指導を行います。

だい　がいぶこうつう 第7 外部交通

めんかい 1 面会

めんかい　あいてがた (1) 面会の相手方

しんぞく　こんいん　とどけで　じじつじょうこんいんかんけい
ア 親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と
どうよう　じじょう　もの　ふく
同様の事情にある者を含む。)

しんぞく　しんとうない　けつぞく　ふぼ　そふぼ　こ　まご
なお、親族とは、6親等内の血族(父母、祖父母、子、孫、
きょうだいしまい　とう　はいぐうしゃおよ
兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい、いとこ等)、配偶者及
しんとうない　いんぞく　つまかた　ふぼ　そふぼ　きょうだいしまい
び3親等内の姻族(妻方の父母、祖父母、兄弟姉妹、
きょうだいしまい　ことう
兄弟姉妹の子等)です。

こんいんかんけい　ちょうせい　そしょう　すいこう　じぎょう　いじ　た
イ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他あ

みぶんじょう ほうりつじょうまた ぎょうむじょう じゅうだい りがい
あなたの身分上、法律上又は業務上の重大な利害に

かか ようむ しより めんかい ひつよう もの
係る用務の処理のため面会することが必要な者

こうせいほご かんけい もの しゃくほうご こよう もの ためん
ウ 更生保護に関係のある者、釈放後に雇用する者その他面

かい かいぜんこうせい し みと もの
会により改善更生に資すると認められる者

じょうき いがい もの こうゆうかんけい いじ ためんかい
エ 上記ア、イ、ウ以外の者でも交友関係の維持その他面会

ひつよう じじょう めんかい きょうせい
することを必要とする事情があり、かつ、面会により矯正

しょうう てきせつ じっし ししょう しょう みと
処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められ

めんかい ゆる
るときは、面会を許すこともあります。

めんかい あいてがた しんこく (2) 面会の相手方の申告

にゅうしょじ けいぞくてき めんかい きぼう ひと めんかいしゃ
入所時に継続的に面会を希望する人について、面会者

しんこくひょう あいて じゅうしょ しめい ねんれい しょくぎょう かんけいとう
申告表に相手の住所、氏名、年齢、職業、関係等、

ようむ ないようとう しんこく
用務の内容等を申告することとなっています。

めんかいもうしこ さい しんぞく ひきうけにんとうしんこく
なお、面会申込みの際、親族あるいは引受人等申告さ

ひと かくにん ばあい めんかい きよか
れている人であることの確認ができない場合は、面会が許可にな

ばあい かんが
らないことがあるので、そのような場合を考え、あらかじめ

じゅうみんひょう うんでんめんきょしょう しんぞくかんけいまた めんかいもうし
住民票、運転免許証などで親族関係又は面会申

こ ほんにん かくにん けいたい
込み本人であることが確認できるものを携帯してくるよう、

しんぞく れんらく
親族などに連絡をとっておきましょう。

めんかい かいすうとう
(3) 面会の回数等

めんかい かいすう つき かい ゆうぐうそち
面会の回数は、1月に3回となっていますが、優遇措置によ
かいすう ぞうか かい めんかい
り回数が増加することがあります。また、1回の面会について、
めんかいいん にん ゆる
面会人は3人まで許されます。

めんかいび うけつけじかん
(4) 面会日・受付時間

めんかい へいじつ かぎ きゅうじつ どようび にちようび
面会は、平日に限られ、休日（土曜日、日曜日、
しゅくじつとう およ がつ にち よくねん がつ か あいだ
祝日等）及び12月29日から翌年1月3日までの間は
げんそく めんかい めんかい うけつけ げんそく
原則として面会できません。また、面会の受付は、原則とし
へいじつ ごぜん じ ぶん どう じ ぶん およ ごご じ
て、平日の午前8時30分から同11時30分まで及び午後1時
どう じ
から同4時までです。

めんかいじかん
(5) 面会時間

めんかいじかん かい ぶん めんかいいん おお ばあい
面会時間は、1回30分です。ただし、面会人が多い場合
ひと めんかい じかん
はできるだけたくさんの方が面会できるようにするため、その時間
たんしゅく かいわ ないよう
を短縮されることがあるので、会話の内容をよくまとめ、
ようりょう はな
要領よく話すこと。

めんかい いちじていし しゅうりょうとう
(6) 面会の一時停止・終了等

つぎ がいとう ばあい こうい はつげん せいし
次のいずれかに該当する場合は、その行為や発言の制止、
めんかい いちじていし たいしつ めい めんかい けいぞく そうとう
面会を一時停止させ、退室を命じ、面会の継続が相当でな

ばあい しゅうりょう
い場合には 終 了 させることがあります。

かいわ ないよう つぎ みと
ア 会話の 内 容が次のようなものであると 認 められるとき。

あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい
(ア) 暗 号の使用、その他の理由によって、 職 員 が理解できな

ばあい
い場合

はんざい じっこう きょうぼう また そのほか ばあい
(イ) 犯 罪の実行を 共 謀し、あおり、又は 唆 す場合

しせつ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう
(ウ) 施設の規律 及び 秩 序を害する結果を 生 ずるおそれのあ

ばあい
る場合

ほんにん きょうせいしょぐう てきせつ じっし ししょう しょう
(エ) 本人の 矯 正 処 遇の適切な実施に支 障 を 生 ずるお

ばあい
それのある場合

とくてい ようむ しょり ひつよう りゆう ゆる
(オ) 特 定の用務の処理のため 必 要であることを理由として許さ

めんかい ようむ しょり ひつよう はんい あき
れた面 会において、その用務の処理のため 必 要な範囲を 明ら

いつだつ ばあい
かに 逸 脱する場合

しせつ きりつおよ ちつじょ がい こうい ばあい
イ 施設の規律 及び 秩 序を害する行為をする場合

しんしょ 2 信 書

しんしょ はつじゅ めんかい おな しゅうよう
信 書の発 受は、面 会と同じように 収 容されているあなたたち

がいぶ ひと れんらく ほうほう ひと ふうしょ
が外部の人と 連 絡することのできる 方 法の一つで、封 書、はがき、

でんぼうとう
電 報 等 があります。

でんぼう とく きんきゅう ひつよう ばあい かぎ
ただし、電 報 については、特 に 緊 急 の 必 要がある場合に 限

られます。

はつじゅしん あいてがた
(1) 発受信の相手方

はんざいせい もの たほんにん しんしょ はつじゅ
犯罪性のある者、その他本人が信書を発受することにより、
しせつ きりつおよ ちつじょ がい また きょうせいしょぐう てきせつ じっし
施設の規律及び秩序を害し、又は矯正処遇の適切な実施
ししょう しょう もの しんぞく のぞ
に支障を生ずるおそれのある者（親族は除く。）については、
しんしょ はつじゅ きんし
信書の発受が禁止されます。

はつじゅ あいてがた しんこく
(2) 発受の相手方の申告

めんかい どうよう
面会と同様です。

はっしんかいすう
(3) 発信回数

はっしん かいすう つき かい ゆうぐうそち
発信の回数は、1月に5回となっていますが、優遇措置によ
かいすう ぞうか
り回数が増加することがあります。

たしせつ いそう ひと しんぞくとう むね
また、他施設から移送されてすぐの人には、親族等にその旨を
れんらく つう かぎ つうすうがい はっしん きよか
連絡するため、1通に限り、通数外の発信を許可します。そ
さい はっしん ひつよう ゆうけんとう こうにゆう ひよう ふたん
の際、発信に必要な郵券等の購入の費用を負担できない
ばあい しせつ しきゅう むね もう で
場合は、施設が支給することもありますので、その旨を申し出る
こと。

しんしょ きさいようりょうおよ ちゅういじこうとう
(4) 信書の記載要領及び注意事項等

はっしんうけつけ げんそく かくこうじょうまた きよしつ さだ
ア 発信受付は、原則として、各工場又は居室ごとに定

ていきはっしんび さだ ひ ねが
められている定期発信日となっているので、定められた日に願
いで
出ることができます。

そしょうかんけいしよるいとう きゅう よう はっしん
なお、訴訟関係書類等の急を要する発信については、
むね じぜん しょくいん ねが で ひつよう
その旨を事前に職員に願い出る必要があります。

かい はっしんがいとうび はっしんしんせい かのう つうすう つき
イ 1回の発信該当日につき発信申請が可能な通数は、月
せいげんつうすうない つう はっしん みと
の制限通数内であれば、2通までの発信を認めます。

はっしん ひつよう ふうとう びんせん きって じぶん
ウ 発信に必要な封筒、便箋、はがき、切手などは、自分の
もの つか しょくいん
物を使うことになっていますが、それができないときは、職員
もう で
に申し出ること。

びんせん けい ぎょう まいあ じていど
エ 便箋は1罫1行とし、1枚当たり400字程度としている
うらめん よはく か つう びんせん
ので、裏面や余白には書かないこと。また、1通の便箋の
まいすう げんそく まいいない
枚数は、原則として7枚以内です。

しんしょ くろいろまた あおいろ すいせい ふく また
オ 信書は、ボールペン（黒色又は青色、水性を含む。）又
えんぴつ くろいろ ふく しょう きさい
は鉛筆（黒色、シャープペンシルを含む。）を使用して記載し
きょうちょう かしょ かせん ひ ばあい
てください。ただし、強調したい箇所に下線を引く場合には、
あかまた あおいろえんぴつ しょう
赤又は青色鉛筆を使用できます。

はっしんぶん げんそく にほんご か にほんごいがい か
カ 発信文は、原則として日本語で書くこと。日本語以外で書いて
ばあい ほんやく はっそう おく ほんやく よう
ある場合は、翻訳のため発送が遅れることがあり、翻訳に要

ひよう げんそく ふたん
した費用は、原則としてあなたの負担になります。

はっしんぶん よかじかん つか じぶん か じぶん か
キ 発信文は、余暇時間を使って自分で書き、自分で書けない
ひと しょくいん もう で けつ た ひと だいしょ
人は、職員に申し出ること。決して他の人に代書してもら
われないこと。

きんぴん めんかい きょうよう ないよう か
ク 金品や面会を強要するような内容は書かないこと。

ぎめい つうしょう はっしん ぶんちゅう ふ いんご
ケ 偽名や通称で発信したり、文中に符ちょう、隠語などを
しょう
使用しないこと。

はっしん てがみ ふう しょくいん ていしゅつ
コ 発信する手紙は封をしないで職員に提出すること。

なあ にんいがい ひと たい しんしょ どうふう
サ 名宛て人以外の人に対する信書を同封してはいけません。

なあ にん どうきょ かぞく たい つうしんぶん どうふう
ただし、名宛て人と同居する家族に対する通信文の同封を
きぼう ばあい しょくいん もう で
希望する場合は職員に申し出ること。

そくたつ かきとめ ないようしょうめいとう とりあつか きぼう
シ 速達、書留、内容証明等の取扱いを希望するときは、

むね しょくいん もう で
その旨を職員に申し出ること。

とうしょ じゅうしょおよ ゆうびんばんごう つぎ
ス 当所の住所及び郵便番号は、次のとおりです。

じゅうしょ きたきゅうしゅうしこくらみなみくはやまちょう
住所 北九州市小倉南区葉山町1の1の1

ゆうびんばんごう
郵便番号 802-0837

つうすうがいとうはっしんねが
(5) 通数外等発信願

しんしょ はつじゅ あいてがた とど で あいてがた はっしん
信書の発受の相手方として届け出ていない相手方に発信し

ばあい かくじ はっしんしんせいつうすう こ はっしん
ようとする場合、各自の発信申請通数を超えて発信しようとする

ばあいおよ さだ かくこうじょう きょしつとう ていきはっしんび
する場合及び定められた各工場、居室棟の定期発信日

いがい ひ はっしん ばあい つうすうがいとうはっしんねが
以外の日に発信しようとする場合は、「通数外等発信願ひ」

がんせん ひつようじこう きさい うえ はっしん ひつよう りゆう
の願箋に、必要事項を記載の上、発信が必要な理由、

つうすうがい はっしん ひつよう りゆう ていきはっしんびいがい ひ はっしん
通数外での発信が必要な理由、定期発信日以外の日に発信

ひつよう りゆう ひつようせい いそ はっしん
が必要な理由（その必要性、急いで発信しなければならない

りゆう きさい うえ ていしゅつ きよか う ひつよう
理由など）を記載の上、提出し、許可を受ける必要があります。

しんしょ さしと さくじょ まっしょう
(6) 信書の差止め・削除・抹消

つぎ ばあい しんしょ さしと また さくじょ まっしょう
次のような場合は、信書の差止め、又は削除・抹消をされ

ちゅうい
ることがあるので注意すること。

あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい ない
ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内

よう
容のものであるとき。

はっじゅ けいばつほうれい ふ また けいばつ
イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰

ほうれい ふ けっか しょう
法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

はっじゅ しせつ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう
ウ 発受によって、施設の規律及び秩序を害する結果を生ず

るおそれがあるとき。

いはく きじゅつまた あき きよぎ きじゅつ
エ 威迫にあたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、

じゅしんしゃ いちじる ふあん また じゅしんしゃ そんがい こうむ
受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被

らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 発受によって、本人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

3 電話等による通信

(1) 下記に該当する場合は、電話等による親族等との通信が許されることがあります。

ア 制限区分第1種若しくは第2種の者又は釈放前指導中の者

(ア) 電話等による通信をすることにより改善更生の意欲の

喚起に高い効果が期待できる場合

(イ) 外部通勤作業又は外出若しくは外泊の実施に係る

打合せのため必要がある場合

イ 釈放前指導中で釈放の準備に係る打合せを行

う必要がある場合

ウ 人道上の観点から面会することが極めて困難な親族

との通信が特に必要と認められる場合

エ 外国国籍を有している者で、通信の相手方がその外国

たいし こうし りょうじかんと う ばあい
の大使、公使、領事官等である場合

つうしん いちじていしとう
(2) 通信の一時停止等

でんわとう つうしんちゆう はなし ないよう つぎ がいとう
電話等による通信中、話の内容が次に該当するときは、

つうしん いちじていし しゅうりょう そち
通信の一時停止、終了などの措置がとられます。

はんざい じっこう きょうぼう また
ア 犯罪の実行を共謀し、あおり、又はそそのかすもの

しせつ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう
イ 施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるも

の

きょうせいしよぐう てきせつ じっし ししょう しょう
ウ 矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれのあるも

の

とくてい ようむ ひつよう りゆう きよか
エ 特定の用務のため、必要であることを理由として許可された

つうしん ようむ しより ひつよう はんい あき
通信において、その用務の処理のため、必要な範囲を明らかに

いつだつ
逸脱するもの

つうしん てつづき
(3) 通信の手續

つうしん てつづき べつ さだ じょうき
通信の手續については、別に定められているので、上記に

がいとう きぼう もの むね しょくいん もう で
該当し、希望する者はその旨を職員に申し出ること。

だい しょうばつ
第8 賞罰

ほうしょう
1 褒賞

つぎ ばあい ほうしょう あた
次の場合は、褒 賞 を与えられることがあります。

じんめい きゅうじょ
(1) 人 命 を 救 助 したとき。

かさい てんさい たひじょう さい しせつ はたら こうせき
(2) 火災、天災その他非常の際、施設のために働いて功績があ
みと
ったと認められたとき。

とく ほ こうい
(3) そのほか、特に褒められる行為をしたとき。

2 懲 罰

べつ さだ ひしゅうようしゃじゅんしゅじこうとう べっさつ いはん
(1) 別に定められた被収容者遵守事項等（別冊）に違反し

また しせつ きりつおよ ちつじょ いじ しじ したが
たとき又は施設の規律及び秩序を維持するための指示に従わな

ばあい ちょうばつ か
かった場合、懲 罰 を科されることがあります。

いはんこうい けいばつほうれい ふ けいじじけん
なお、違反行為が刑罰法令に触れるときは、刑事事件として

けんさつかん そうち
検 察 官 に送致されることがあります。

ちょうばつ しゅるい つぎ
(2) 懲 罰 の種類は、次のとおりです。

かいこく
ア 戒 告

きんこじゅけいしゃとう きよか しゅうろう さぎょう かいない
イ 禁錮受刑者等が許可され就 労 していた作業の10日以内

ていし
の停止

じべんぶつびん しょうまた せつしゅ いちぶまた ぜんぶ にちいない
ウ 自 弃 物 品 の使用又は撮 取 の一部又は全部の15日以内の

ていし
停止

しょせきとう えつらん いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし
エ 書 籍 等 の閱 覧 の一部又は全部の30日以内の停止

ほうしょうきんけいさんがく ぶん いない さくげん
オ 報 奨 金 計 算 額 の 3 分 の 1 以 内 の 削 減

にちいない ちょうばつ か さいいじょう じゅけいしゃ
カ 30 日 以 内 (懲 罰 を 科 す と き に 20 歳 以 上 の 受 刑 者 に つ

とく じょうじょう おも ばあい にちいない へいきよ
いて、 特 に 情 状 が 重 い 場 合 に は、 60 日 以 内) の 閉 居

じょうき ちょうばつ いじょう へいか
上 記 の イ か ら オ ま で の 懲 罰 は、 2 つ 以 上 が 併 科 さ れ る こ と や

ちょうばつ ちょうばつ あわ か
カ の 懲 罰 に あ っ て は オ の 懲 罰 と 併 せ て 科 さ れ る こ と が
あ り ま す。

へいきよばつ きよしつ きんしん ないよう つぎ
(3) 閉 居 罰 は、「 居 室 で 謹 慎 」 さ せ る と い う 内 容 の も の で、 次 に

かか こうい ていし ちょうばつ う ばあい
掲 げ る 行 為 も 停 止 さ れ ま す。 懲 罰 を 受 け た 場 合 は、

じゅばつしゃこころえ まも
「 受 罰 者 心 得 」 を よ く 守 っ て く だ さ い。

じべんぶつびん しょうまた せっしゅ
ア 自 弁 物 品 を 使 用 又 は 撮 取 す る こ と。

しゅうきょうじょう ぎしきぎょうじ さんか また た じゅけいしゃ
イ 宗 教 上 の 儀 式 行 事 に 参 加 す る こ と 又 は 他 の 受 刑 者 と

とも しゅうきょうじょう きょうかい う
共 に 宗 教 上 の 教 誨 を 受 け る こ と。

しょせきとう えつらん ひこくにんも ひぎしゃ けんり
ウ 書 籍 等 を 閲 覧 す る こ と (被 告 人 若 し く は 被 疑 者 と し て の 権 利

ほごまた そしょう じゅんび た けんり ほご ひつよう みと
の 保 護 又 は 訴 訟 の 準 備 そ の 他 の 権 利 の 保 護 に 必 要 と 認 め ら

のぞ
れ る も の を 除 く。) 。

じこけいやくさぎょう おこな
エ 自 己 契 約 作 業 を 行 う こ と。

めんかい べんごにんとう めんかい ばあいおよ ひこくにんも
オ 面 会 す る こ と (弁 護 人 等 と 面 会 す る 場 合 及 び 被 告 人 若 し く

ひぎしゃ けんり ほごまた そしょう じゅんび た けんり
は 被 疑 者 と し て の 権 利 の 保 護 又 は 訴 訟 の 準 備 そ の 他 の 権 利 の

ほご ひつよう みと ばあい のぞ
保護に必要と認められる場合を除く。)

しんしょ はつじゅ べんごにんとう あいだ しんしょ はつじゅ
カ 信書を発受すること(弁護人等との間で信書を発受す
ばあいおよ ひこくにんも ひぎしゃ けんり ほごまた
る場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は
そしょう じゅんぴ た けんり ほご ひつよう みと ばあい
訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を
のぞ
除く。)

かばつ てつづき (4) 科罰の手續

はんそくこうい うたが ちょうさ おこな
ア 反則行為の疑いがあったときには、調査が行われます。

じはん べんめい きかい あた
イ 事犯については弁明の機会が与えられます。

ちょうばつしんさかい しんさ しゅうりょう もと
ウ 懲罰審査会における審査が終了すると、これに基づき

しょちょう しょぶん けつてい しょぶん こくち
所長が処分を決定し、処分の告知をします。

こくち う ただ しっこう かいし
エ 告知を受けると直ちにその執行を開始します。

た (5) その他

へいきよばつ ちょうばつ う ゆうぐうそち ていか
閉居罰などの懲罰を受けると、優遇措置の低下、
かりしゃくほうしんせい とりけ しょち と
仮釈放申請の取消しなどの処置が執られることがあります。

だい ふふくもうした 第9 不服申立て

しんさ しんせい 1 審査の申請

しんさ しんせい (1) 審査の申請

しょちょう そち ふふく ばあい ふくおかきょうせいかんくちょう
所 長 の措置に不服がある場合に、福岡矯正管区長に

しょめん しんさ しんせい
書 面 で審査の申請をすることができます。

しんさ しんせい つぎ かか しょちょう そち
審査の申請ができるのは、次に掲げる所長の措置です。ただ

すで しゅうりょう かくり ちょうばつ ほうしょうきんけいさんがく
し、既に終了している隔離や懲罰（報奨金計算額の

さくげん ちょうばつ のぞ そち しんさ しんせい
削減の懲罰を除く。）の措置について、審査の申請をしても、

きゃっか さいけつ
却下の裁決がなされます。

じべん ぶつぴん しょうまた せつしゅ ゆる しょぶん
ア 自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分

げんきん しょうまた ほかんしぶつも りょうち きんぴん
イ 現金の使用又は保管私物若しくは領置されている金品の

こうふ ゆる しょぶん
交付を許さない処分

しめいい しんりょう う ゆる しょぶんまた
ウ 指名医による診療を受けることを許さない処分又は

しんりょう ちゅうし
診療の中止

ひとり おこな しゅうきょうじょう こうい きんしまた せいげん
エ 一人で行う宗教上の行為の禁止又は制限

しょせきとう えつらん きんしまた せいげん
オ 書籍等の閲覧の禁止又は制限

じべん しょせきとう ほんやく ひょう ふたん しょぶん
カ 自弁の書籍等の翻訳にかかる費用を負担させる処分

かくり
キ 隔離

さぎょうほうしょうきん しきゅう かん しょぶん
ク 作業報奨金の支給に関する処分

しょうがいてあてきん しきゅう かん しょぶん
ケ 障害手当金の支給に関する処分

とくべつてあてきん しきゅう かん しょぶん
コ 特別手当金の支給に関する処分

しんしょ はつじゅまた ぶんしょとが こうふ きんし さしと また せいげん
サ 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

はつじゅきんししんしょとう ひきわた しょぶん
シ 発受禁止信書等の引渡しをしない処分

がいこくご めんかいとう おこな ばあい はつげんまた つうしん
ス 外国語による面会等を行う場合、発言又は通信の

ないよう かくにん つうやくまた ほんやく ひよう ふたん
内容を確認するための通訳又は翻訳にかかる費用を負担さ

しょぶん
せる処分

ちょうばつ
セ 懲罰

はんそくこうい かか もの こっこ きぞく しょぶん
ソ 反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分

はんそくこうい かか ちょうさ かくり
タ 反則行為に係る調査のための隔離

しんさ しんせい みずか しょめん げんそく そち こくち
(2) 審査の申請は、自ら書面によって、原則として措置の告知

ひ よくじつ きさん にちいない
があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

しんさ しんせい おこな しょてい がんせん ねが
(3) 審査の申請を行うおうとするときは、所定の願箋によって願

で ばあい じ か だいしょ きぼう ひと
い出ること。この場合、字が書けないため代書を希望する人は、

あわ むね ねが で
併せてその旨を願い出てください。

しんさ しんせい どうじ しんせいしょ はっそう ばあい かぎり
(4) 審査の申請は、同時に申請書を発送する場合に限り、

さいだい こ どうじ おこな こと しゅるい ふ
最大3個まで同時に行うことができますが、異なる種類の不

ふくもうしたて どうじ おこな
服申立を同時に行うことはできません。

ねが で しんせいしょ こうふ か こ
(5) 願い出により申請書が交付されますので、7日を超えない

はんいなく してい きかんない さくせい
範囲内で、指定された期間内に作成してください。

しんせいしよ さくせいきかんちゆう あら しんさ しんせい きぼう
なお、申請書の作成期間中に新たに審査の申請を希望し、
ついか しんせいしよ こうふ う さくせいきかん えんちよう
追加で申請書の交付を受けたとしても、作成期間は延長され
ません。

しんせいしよ さくせい お しよくいん もう で
(6) 申請書の作成を終えたときは、職員に申し出て、
しんせいしよ はっそう ねが で むね がんせん そ ていしゆつ
申請書の発送を願い出る旨の願箋を添えて提出してくだ
さい。発送願いの受付時間は、午前8時から午後7時までとし
はっそうねが うけつけじかん ごぜん じ ごご じ
さい。発送願いの受付時間は、午前8時から午後7時までとし
さい しよくいん めんぜん しんせいしよ じぶん ふうとう い
ます。その際、職員の面前で申請書を自分の封筒に入れ、
はっそう てつづき
発送の手続をしてください。

ふうとう しんせいしよいがい いっさいどうふう
なお、封筒には、申請書以外のものは、一切同封しない
みしよう しんせいしよ ばあい しよくいん もう で
てください。未使用の申請書がある場合は、職員に申し出て、
へんのう
これを返納してください。

きかんない さくせい お ばあい
(7) 期間内に作成を終えることができなかつた場合に、その
しんせいしよ はっそう きぼう むね がんせん そ
申請書の発送を希望するときは、その旨の願箋を添えて
ていしゆつ しんせいしよ へんのう ばあい むね
提出してください。また、申請書を返納する場合はその旨
がんせん ていしゆつ しよくいん しじ したが しんせいようし
の願箋を提出し、職員の指示に従い、申請用紙を
へんのうまた はいき
返納又は廃棄してください。

2 再審査の申請

しんさ しんせい さいけつ ふふく ばあい ほうむだいじん たい
審査の申請の裁決に不服がある場合は、法務大臣に対し、

さいしんさ しんせい すで しゅうりょう
再審査の申請をすることができます。ただし、既に終了してい

かくり ちょうばつ ほうしょうきんけいさんがくさくげん ちょうばつ のぞ
る隔離や懲罰（報奨金計算額削減の懲罰を除く。）の

そち さいしんさ しんせい きゃつか さいけつ
措置について再審査の申請をしても却下の採決がなされます。

さいしんさ しんせい しんさ しんせい さいけつ こくち ひ よくじつ
再審査の申請は、審査の申請の採決の告知があった日の翌日か

きさん にちいない
ら起算して30日以内にしなければなりません。

さいしんさ しんせい おこな ほうほう しんさ しんせい ほうほう じゅん
再審査の申請を行う方法は、審査の申請の方法に準じ

ます。

3 事実の申告

(1) 矯正管区長に対する事実の申告

じこ たい つぎ かか しょくいん こうい
自己に対し、次に掲げる職員の行為があったときは、

ふくおかきょうせいかんくちょう じじつ しんこく じじつ
福岡矯正管区長にその事実を申告することができます。事実

しんこく しんこく かか じじつ ひ よくじつ きさん
の申告は、その申告に係る事実のあった日の翌日から起算して

にちいない おこな
30日以内に行わなければなりません。

じじつ しんこく ほうほう しんさ しんせい ほうほう じゅん
事実の申告の方法は、審査の申請の方法に準じます。

しんたい たい いほう ゆうけいりよく こうし
ア 身体に対する違法な有形力の行使

いほうまた ふとう ほじょう てじょうまた こうそくい しょう
イ 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

いほうまた ふとう ほごしつ しゅうよう
ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 法務大臣に対する事実の申告

きょうせい かんくちょう たい じじつ しんこく かか ちょうさ けっかとう
矯正管区長に対する事実の申告に係る調査結果等の
つうち ないよう ふふく ほうむだいじん たい じじつ
通知の内容に不服があるときは、法務大臣に対し、事実の
しんこく ほうむだいじん たい じじつ しんこく
申告をすることができます。法務大臣に対する事実の申告は、
つうち う ひ よくじつ きさん にちいない
通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

ほうむだいじん たい じじつ しんこく おこな ほうほう しんさ
法務大臣に対する事実の申告を行う方法は、審査の
しんせい ほうほう じゅん
申請の方法に準じます。

くじょう もうしで 4 苦情の申出

じこ たい しょちょう そち たじこ う しょぐう
自己に対する所長の措置その他自己が受けた処遇について、
ほうむだいじん ほうむだいじん しめい じっちかんさ かんさかんまた しょちょう
法務大臣、法務大臣が指名した実地監査の監査官又は所長
たい くじょう もうしで
に対して苦情の申出をすることができます。

ほうむだいじん たい くじょう もうしで おこな ほうほう しんさ
法務大臣に対する苦情の申出を行う方法は、審査の
しんせい ほうほう じゅん
申請の方法に準じます。

かんさかんおよ しょちょう たい こうとうまた しょめん おこな
監査官及び所長に対しては口頭又は書面で行うこととさ
もうしでほうほう しょくいん き
れていますので、申出方法については、職員に聞いてください。

だい しゃくほう 第10 釈放

かりしゃくほう 1 仮釈放

けいき ぶん むきけい ねん ふていきけい たんき
刑期の3分の1（無期刑については10年、不定期刑については短期

ぶん けいか かいしゆん じょう ひと けいきしゆうりょう
の3分の1)を経過して、改 悛の 状がある人は、刑期 終 了
まえ しゃくほう かりしゃくほう かりしゃく
前に 釈 放されることもあり、これを 仮 釈 放と います。 仮 釈
ほう しんさ けいき ぶん ちか だい かいめ おこな ご
放の 審査は、刑期の3分の1が 近づくと 第 1回目が 行 われ、その後
ていまた りんじ おこな しんさ けつか かりしゃくほう そうどう
は、定期 又は 臨時に 行 われます。 審査の結果、 仮 釈 放を 相当と
みと きゅうしゅうちほうこうせいほごいいんかい かりしゃくほう しん
認められたときは、九州地方 更生 保護 委員会に 仮 釈 放の 申
せい おこな いいんめんせつ のち かりしゃくほう きよひ けつてい
請が 行 われ、委員 面接の後、 仮 釈 放の 許否が 決定されること
になります。

2 釈 放

しゃくほう しゃかいじん さいしゅつぽつ じゅう しゃかい ふつき
釈 放は、社会 人としての 再 出 発であり、自由な 社会へ 復 帰
よろこ おお はんめん ふあん おも
する 喜 びが 大きい 反面、不安 もあると 思います。あなたたちの
しゃくほう ちか しゃくほうじゅんび きょういく しゃくほうぜんしどう
釈 放が 近づくと、釈 放 準備のための 教育 (釈 放前 指導)
おこな しどう う ふあん かいしょう つと
が 行 われますので、よく 指導を受け、不安の 解 消に 努めましょう。

しゃくほう あ つぎ そち
あなたたちの 釈 放に 当たって、次のような 措置が なされます。

しゃくほうじ いるい ひと たい きじゅうい しきゅう
ア 釈 放時に 衣類のない 人に対する 帰 住 衣の 支 給

きじゅうさき さだ こうせい しえん う
イ 帰 住 先が 定まっておらず、更生 のための 支 援を受けたいと

きぼう ひと たい ほご こうふ ほご ほごかんさつ
希望する 人に対する 保護カードの 交付 (保護カードは、保護 観 察

しょ ていしゅつ ほごかんさつかん めんせつ けつか しえん う
所に 提 出するもので、保護 観 察官との 面 接の結果、支 援を受

き
けられるかどうか 決ま ります。)

かりしゃくほうしゃ たい けっていしょ こうふ けっていしょ
ウ 仮釈放者に対する決定書の交付（この決定書には、
ほごかんさつしょ しゅつとう ひ しゃかいせいかつ まも
保護観察所に出頭する日や社会生活で守らなければならな
か ないよう よ まちが
いことが書いてあるので、内容をよく読んで間違いのないようにする
こと。）

だい みけつこうきんしゃ ちい ゆう じゅけいしゃ
第11 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

みけつこうきんしゃ ちい ゆう じゅけいしゃ じゅけいしゃ
未決拘禁者としての地位を有する受刑者とは、受刑者と
ひぎしゃまた ひこくにん りょうほう みぶん も ひと
被疑者又は被告人との両方の身分を持つ人のことをいい、その
とりあつか つぎ
取扱いは、次のとおりです。

きょしつ げんそく こしつ してい
1 居室は原則として個室に指定されること。

さいばん あ ぼうぎょけんこうし べんごにんとう めんかい
2 裁判に当たっての防衛権行使のための弁護人等との面会や
てがみ と ひぎしゃまた ひこくにん おな
手紙のやり取りは、被疑者又は被告人と同じであること。

そしょうしょるい さぎょうじかんいがい さくせい いそ
3 訴訟書類は、作業時間以外に作成すること。ただし、急いで
ていしゅつ ひつよう きよか う さぎょう
提出する必要があるときは、あらかじめ許可を受けると作業
じかんちゅう さくせい
時間中でも作成することができること。

げんそく じゅけいしゃ おな
4 このほかのことは、原則として受刑者と同じであること。

だい よかかつどう えんじょとう
第12 余暇活動の援助等

じこけいやくさぎょう
1 自己契約作業

じこけいやくさぎょう よかじかんちゅう じこ しゅうにゅう
自己契約作業とは、余暇時間中に自己の収入にするために
おこな しごと しごと だれ
行う仕事のことです。この仕事は、誰にでもできるものではなく
きんろういよく のうりよく た じじょう こうりよ きよか
勤労意欲、能力その他の事情を考慮し許可されるものですから、
きぼう もう で じこけいやくさぎょう じこ
希望があれば申し出ること。また、自己契約作業は、自己の
きよしつない よかじかんちゅう おこな かくしゅしどうとう
居室内で、余暇時間中に行うことができますが、各種指導等
じっし ばあい さぎょう おこな
が実施される場合には、作業を行うことはできません。

2 クラブ活動

よかじかん りょう けんぜん しゅみ ゆた きょうよう み つ
余暇時間を利用して健全な趣味や豊かな教養を身に付けるため
かつどう じっし
にクラブ活動が実施されています。

かつどう ていきてき ぼしゅう さんか きぼう ひと
クラブ活動は定期的に募集があるので、参加を希望する人は、
しょくいん もう で
職員に申し出ること。

3 レクリエーション

しょないせいかつ うるお うんどうかい かくしゅ
所内生活に潤いをもたらすために、運動会、各種スポーツ
たいかい おこな きよしつ きぼう いご しょうぎとう か
大会などが行われ、居室には希望によって囲碁や将棋等を貸し
だ さい さだ じかん
出すこともあります。レクリエーションに際しては、定められた時間や
ほうほう まも たにん めいわく か
方法を守り、他人に迷惑を掛けないようにしましょう。

4 通信教育

がくしゅういよく ひと たい げんそく もんぶかがくしょう
学習意欲のある人に対して、原則として、文部科学省が

にんてい つうしんきょういく じゅこう
認定した通信教育を受講することができます。

つうしんきょういく じゅこうしゃ ひょう くに ふたん こうひせい
通信教育の受講者には、その費用を国が負担する公費生
ほんにん ふたん しひせい こうひせい いったい じょうけん そな
と本人が負担する私費生があり、公費生は一定の条件を備え
ひと なか せんこう き しひせい ずいじ
た人の中から選考して決められますが、私費生については、随時、
う つ じゅこう きぼう ひと しょくいん もう で
受け付けていますので、受講を希望する人は職員に申し出ること。

5 身上相談

しゅつしょ いっしんじょう もんだい お なや
出所するまでには、一身上のいろいろな問題が起こり、悩
むことがあるでしょう。例えば、家族のこと、出所後の生活のこと、
べんがく おも もんだい お
勉学のことなど、いろいろあると思います。そういう問題が起きた
ひとり おも なや かんけいしょくいん そうだん かいけつ
ときは、一人で思い悩まないで関係職員に相談して解決する
ようになさってください。また、問題によっては、篤志面接委員という
みんかん せんもんか ひと しどう う きぼう ばあい
民間の専門家の人たちの指導を受けられますので、希望する場合は
しょくいん もう で
職員に申し出ること。

だい た 第13 その他

こくみんねんきんせいど 1 国民年金制度について

こくみんねんきんせいど (1) 国民年金制度

にほんこくない じゅうしょ ゆう さいいじょう さいみまん ひと
ア 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、

こくみんねんきん ひほけんしゃ げん こうせいねんきんとう た
国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の
こうてきねんきん かにゆう ばあい のぞ けいじしせつ
公的年金に加入している場合を除き、刑事施設
しゅうようちゅう ほけんりょう のうふ かくしゅとどけで
収容中であっても、保険料の納付や各種届出をする
ぎむ かくじひつよう てつづき おこな
義務があるので、各自必要な手続を行ってください。

ねんきん じゅきゅうしかくきかん み ばあい
なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、
さいちよう さい あいだ にんいかにゆう ほけんりょう おさ
最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めるこ
とができます。

こくみんねんきん ろうご ろうれいきそねんきん おも しょうがい
イ 国民年金には、老後のための老齢基礎年金、重い障
お しょうがいそねんきん いぞく せいけい ささ
を負ったときの障害基礎年金、遺族の生計を支えるための
いぞくきそねんきん
遺族基礎年金があります。

れいわがんねん がつ こくみんねんきん じゅきゅうしゃ
なお、令和元年10月から、国民年金の受給者のうち、
いってい しょとく はんいなく ひと しょてい せいきゅう
一定の所得の範囲内にある人については、所定の請求
てつづき おこな ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきん じゅきゅう
手続を行えば、年金生活者支援給付金を受給でき
けいまた ほごしょぶん しっこうとう う あいだ
ます（ただし、刑又は保護処分の執行等を受ける間は
じゅきゅう
受給できません。）。

ほけんりょう みのう ほうち しょうらい ろうれいきそねんきん
ウ 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金
しょうがいそねんきん いぞくきそねんきん う と
やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取る
ばあい かなら ほけんりょう おさ
ことができない場合があるので、必ず、保険料を納めるか、

おさ こんなん ばあい かき てつづき おこな
納めることが困難な場合には、下記(2)の手続を行ってください。

ほけんりょう のうふきげん よくげつまつじつ ねんいなし
エ 保険料は、納付期限(翌月末日)から2年以内であれば
のうふ
納付することができます。

じゅうみんとうろく ひしゅうようしゃ ざいしょしょうめいしょ
オ 住民登録がない被収容者については、在所証明書
てんぷ じゅうみんとうろく おこな とどけで
を添付することにより、住民登録を行わなくても、届出な
てつづき おこな
どの手続を行うことができます。

じゅうみんとうろく ひしゅうようしゃ きょうせい
なお、住民登録がない被収容者については、矯正
しせつ しょざいち じゅうしょ じゅうみんとうろく てつづき おこな
施設の所在地を住所として住民登録する手続を行う
かのう
ことも可能です。

ほけんりょうめんじょせいどとう (2) 保険料免除制度等について

しょうがいねんきん う ばあい せいかつほごほう せいかつふじょ
ア 障害年金を受けている場合や生活保護法による生活扶助
う ばあいとう とどけで ほけんりょうのうふ めんじょ
を受けている場合等は、届出によって、保険料納付の免除を
う ほうていめんじょ しゅっさん おこな ばあい
受けられます(法定免除)。また、出産を行った場合
よてい ふく とどけで いったいきかん ほけんりょう めんじょ
(予定を含む。)は、届出により一定期間、保険料の免除
う さんぜんさんごめんじょ しょとく すく りゆう
が受けられるほか(産前産後免除)、所得が少ないなどの理由
ほけんりょう おさ いちじる こんなん ばあい げんそく
で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則とし
じゅうみんとうろく しゅちやうそんやくばとう しんせいしょ
て、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を

ていしゅつ ほけんりょうのうふ めんじょ みと ばあい
提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合
があるので、必要な人は各自手続を行ってください（申請
めんじょ
免除）。

つうじょう じゅうみんとうろく きかん しんせい
なお、通常、住民登録がない期間については申請
めんじょ たいしょう ざいしよしょうめいしよ てんぷ
免除の対象となりませんが、在所証明書を添付して
てつづき おこな きょうせいしせつ しゅうようきかん
手続を行うことにより、矯正施設への収容期間について
しんせいめんじょ たいしょう ばあい
は申請免除の対象となります。ただし、その場合は、
きょうせいしせつ しょざいち かんかつ ねんきんじむしょとう めんじょしん
矯正施設の所在地を管轄する年金事務所等へ免除申
せいしよ ていしゅつ
請書を提出してください。

めんじょしんせい てつづき しょとくしんさ しょとく すく
イ 免除申請の手続には所得審査があり、所得が少ないこ
りゆう しんせいめんじょ てつづき おこな ばあい しくちょうそん
とを理由に申請免除の手続を行う場合は、市区町村に
たい ぜい しんこく おこな ひつよう へいせい
対する税の申告が行われていることが必要ですが、平成
ねん がつ にち ぜい しんこく おこな ばあい
26年10月1日から、税の申告が行われていない場合で
しょとく もうしたてしよ てんぷ しんせいめんじょ
あっても所得の申立書を添付することで申請免除の
てつづき かのう しょとく ばあい しょとく
手続が可能となり、また、所得がない場合は所得の
もうしたてしよ てんぷ ふよう
申立書の添付は不要となりました。

ほけんりょうのうふ めんじょ しょとくきじゅん しつぎょうとう
なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を
りゆう みと きょうせいしせつ しゅうよう
理由として認められますが、矯正施設に収容されたこと

めんじょようけん がいとう
は免除要件に該当しません。

しんせいめんじょ しょとく おう ほけんりょうぜんがく しはら
ウ 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが
めんじょ ばあい ほけんりょう いちぶ めんじょ ばあい
免除される場合と保険料の一部が免除される場合があり、
いちぶめんじょ ばあい のこ ほけんりょう しはら かぎ
一部免除された場合は、残りの保険料を支払わない限り、
めんじょきかん ほけんりょうみのうきかん あつか
免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われます。

しんせいめんじょ しんさ ほんにん はいぐうしゃおよ せたいぬし
エ 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の
ぜんねん しょとく おこな
前年の所得により行われます。

せたいぬしまた はいぐうしゃ しょとく きじゅんがく こ しんせい
オ 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは申請
めんじょ う さいみまん ひと へいせい ねん
免除が受けられませんが、30歳未満の人（平成28年7
がついこう さいみまん ひと せたいぬし しょとく
月以降は50歳未満の人）については、世帯主の所得にかか
めんじょしんせい どうよう てつづき ほけんりょうのうふ
わらず、免除申請と同様な手続をすることで、保険料納付
ゆうよ みとめ ばあい
の猶予が認められる場合があります。

しんせいめんじょ のうふゆうよ しょうにんきかん がつ
カ 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から
よく がつ かこ ねんぶん そきゅう しんせい
翌6月までですが、過去2年分まで遡及して申請することが
できます。

しんせいめんじょおよ のうふゆうよ しんせい まいねんどおこな ひつよう
キ 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要が
ぜんがくめんじょおよ のうふゆうよ かぎ
あります。ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、
よくねんどういこう めんじょまた ゆうよ しょうにん きぼう しんせい
翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請

じ もう で よくねんどいこう しんせい しょうりやく
時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略でき
ばあい
る場合があります。

よくねんどいこう めんじよまた ゆうよ しんさ ぜい
なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の
しんこく おこな ばあい ねんきんじむしょとう しょとく
申告が行われていない場合は、年金事務所等から所得の
もうしたてしょ ていしゅつ もと じゅうみんとうろく
申立書を提出するよう求められ、また、住民登録が
おこな ばあい ねんきんじむしょとう ざいしょしょうめいしょ
行われていない場合は、年金事務所等から在所証明書の
ていしゅつ もと
提出を求められます。

めんじよまた ゆうよ う きかん ほけんりょう ねん
ク 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年
いない ついのう
以内であれば追納することができます。

しゅうようちゅう ざいしょしょうめいしょ てんぷ うえ かくしゅてつづき
ケ 収容中に在所証明書を添付した上で各種手続を
おこな ひと しゃかいふつき あと しくちょうそんやくばとう
行った人については、社会復帰した後、市区町村役場等
すみ じゅうしょとうろく てつづき おこな ひつよう
において、速やかに住所登録の手続を行う必要があります
しくちょうそんやくばとう じゅうみんとうろく おこな
ます(市区町村役場等で住民登録が行われることによ
ねんきんじむしょとう かんり じゅうしょ じどうてき へんこう おこな
り、年金事務所等で管理する住所も自動的に変更が行
われます)。

しゃかいふつき あと さかのぼ しんせいめんじよ てつづき
なお、社会復帰した後、遡って申請免除の手続を
おこな あ ざいしょしょうめいしょ てんぷ
行うに当たっては、在所証明書を添付することにより、
じゅうみんとうろく おこな きょうせいしせつ しゅうよう
住民登録が行われておらず、矯正施設に収容されて

きかん しんせいめんじょ たいしょう
いた期間も申請免除の対象となります。

しきゅうていしとう とどけで
(3) 支給停止等の届出について

さいまえしょうびょう しょうがいきそねんきん けいまた
ア 20歳前傷病による障害基礎年金については、刑又

ほごしょぶん しっこうとう けいじしせつしゅうようちゅう しきゅう
は保護処分の執行等により、刑事施設収容中は支給

ていし じゅきゅうしゃ こくみんねんきんじゅきゅうけんじゃしきゅう
停止となるため、受給者は「国民年金受給権者支給

ていしじゆうがいとうとどけ ていしゅつ ひつよう
停止事由該当届」の提出が必要です。

しきゅうていし とどけで じゅきゅう つづ ごじつ
支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、

さかのぼ しきゅうていし おこな あやま しきゅう がく へんかん
遡って支給停止が行われ、誤って支給された額の返還

もと がいとう ばあい ひつよう
を求められることとなりますので、該当する場合には、必要な

とどけで おこな
届出を行ってください。

しゅつしよご ふたたび じゅきゅう てつづき
なお、出所後に再び受給するための手続については、

ねんきんじむしょ きゃくさまそうだんしつまた しちょうそん まどぐち かくにん
年金事務所のお客様相談室又は市町村の窓口で確認

することができます。

とくべつしょうがいきゅうふきん けい しっこうとう じゅきゅう
イ 特別障害給付金については、刑の執行等により受給

しかく しょうめつ じゅきゅうしゃ とくべつしょうがいきゅうふきん
資格が消滅するため、受給者は「特別障害給付金

じゅきゅうしかくしょうめつとどけ ていしゅつ ひつよう
受給資格消滅届」の提出が必要です。

しかくしょうめつ とどけで じゅきゅう つづ ごじつ
資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、

さかのぼ しかくしょうめつ おこな あやま しきゅう がく
遡って資格消滅が行われ、誤って支給された額の

へんかん もと がいとう ばあい ひつよう
返還を求められることとなるので、該当する場合には、必要な
とどけで おこな
届出を行ってください。

しゅっしょご ふたた じゅきゅう てつづき し
なお、出所後に再び受給するための手続については、市
ちょうそん まどぐち かくにん しよてい てつづき おこな
町村の窓口で確認することができます（所定の手続を行
よくげつぶん しきゅう しゅっしょご すみ てつづき
った翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を
おこな
行ってください。）。

ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきん けいまた ほごしょぶん
ウ 年金生活者支援給付金については、刑又は保護処分の
しっこうとう じゅきゅうしかく しょうめつ じゅきゅうしゃ
執行等により受給資格が消滅するため、受給者は
ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきんふしきゅうじゆうがいとうとどけ
「年金生活者支援給付金不支給事由該当届」の
ていしゅつ ひつよう しかくしょうめつ とどけで じゅきゅう
提出が必要です。資格消滅の届出をしないまま受給を
つづ ごじつ さかのぼ しかくしょうめつ おこな あやま
続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って
しきゅう がく へんかん もと がいとう
支給された額の返還を求められることとなるので、該当する
ばあい ひつよう とどけで おこな
場合には、必要な届出を行ってください。

しゅっしょご ふたた じゅきゅう てつづき
なお、出所後に再び受給するための手続については、
ねんきんじむしょ きやくさまそうだんしつ かくにん
年金事務所のお客様相談室で確認することができます
しよてい てつづき おこな よくげつぶん しきゅう
（所定の手続を行った翌月分から支給されるため、
しゅっしょご すみ てつづき おこな
出所後は速やかに手続を行ってください。）。

た (4) その他

ねんきん ふめい てん ばあい しせつ えつらん
年金について不明な点がある場合には、施設において閲覧
しりょう そな つ とう ほけんりょうのうふ ねんきん
資料を備え付ける等しており、また、保険料納付や年金
みこみがくしさん ほんにん ねんきんきろくとう もと そうだん きぼう
見込額試算など、本人の年金記録等に基づく相談を希望す
る場合は、最寄りの年金事務所等の職員による指導等を受ける
しょくいん もう で
こともできるので、職員に申し出てください。

2 運転免許証の再取得について

へいせい ねん がつ にちいこう きょうせいしせつ しゅうよう
(1) 平成13年6月20日以降に矯正施設に収容された
ばあい
場合

へいせい ねん がつ にちいこう あら きょうせいしせつ しゅうよう
ア 平成13年6月20日以降に新たに矯正施設に収容
しゅうようきかんちゅう うんてんめんきょしょう しっこう ひと
され、その収容期間中に運転免許証が失効した人で、
しっこうび きさん ねん けいか ひ まえ しゃくほう
失効日から起算して3年を経過する日より前に釈放となる
ひと しゅっしょび げつくない さいしゅとくしんせい
人については、出所日から1か月以内に再取得申請を
おこな てきせいしけん じゅけん めんきょしょう さいしゅとく
行えば、適性試験を受験するだけで免許証を再取得す
ることができず (学科試験と技能試験は免除となります。)

へいせい ねん がつ にちいこう あら きょうせいしせつ しゅうよう
イ 平成13年6月20日以降に新たに矯正施設に収容
しゅうようきかんちゅう うんてんめんきょしょう しっこう ひと
され、その収容期間中に運転免許証が失効した人で、
しっこうび きさん げつくない しゅっしょ ひと ばあい
失効日から起算して6か月以内に 出所する人の場合は、
めんきょしょう しっこう げつ けいか あいだ さい
免許証が失効してから6か月を経過するまでの間に再

しゅとくしんせい おこな てきせいしけん う めんきょしょう
取得申請を行えば、適性試験を受けるだけで免許証を
さいしゅとく がっかしけん ぎのうしけん めんじょ
再取得することができます（学科試験と技能試験は免除とな
ります。）。

へいせい ねん がつ にちいこう あら きょうせいしせつ しゅうよう
ウ 平成13年6月20日以降に新たに矯正施設に収容
しゅうようきかんちゅう うんてんめんきょしょう しっこう ひと
され、その収容期間中に運転免許証が失効した人で、
しっこうび きさん ねん けいか ひいこう しゃくほう ひと
失効日から起算して3年を経過する日以降に釈放となる人
とくていしっこうしゃ たい うんてんめんきょしょうさいしゅとく
については、「特定失効者に対する運転免許証再取得
しけん う めんきょしょう かんぜん しっこう
試験」を受けなければ、免許証は完全に失効してしまいま
す。

とくていしっこうしゃ たい うんてんめんきょしょうさいしゅとくしけん
「特定失効者に対する運転免許証再取得試験」につ

せつめい
いては、(3)で説明します。

へいせい ねん がつ にちいぜん きょうせいしせつ しゅうよう ひと
(2) 平成13年6月19日以前に矯正施設に収容された人の
ばあい
場合

へいせい ねん がつ にちいぜん きょうせいしせつ しゅうよう
平成13年6月19日以前に矯正施設に収容され、その
しゅうようきかんちゅう うんてんめんきょしょう しっこう ひと
収容期間中に運転免許証が失効した人については、
しゅっしょび げついない めんきょしょう さいしゅとくしんせい おこな
出所日から1か月以内に免許証の再取得申請を行えば、
てきせいしけん がっかしけん じゅけん めんきょしょう さいしゅとく
適性試験と学科試験を受験するだけで免許証を再取得する
ぎのうしけん めんじょ
ことができます（技能試験は免除となります。）。

とくていしっこうしゃ たい うんてんめんきょしょうさいしゅとくしけん
(3) 特定失効者に対する運転免許証再取得試験について

とくていしっこうしゃ へいせい ねん がつ にちいこう あらた
「特定失効者」とは、平成13年6月20日以降に新た
きょうせいせつ しゅうよう しゅうようきかんちゅう うんてん
に矯正施設に収容され、その収容期間中に運転
めんきょしょう しっこう ひと
免許証が失効した人のことです。

とくていしっこうしゃ いってい じょうけん み
なお、「特定失効者」であっても、一定の条件を満たして
ひと けいじしせつない うんてんめんきょしけん じっし
いる人については、刑事施設内で運転免許試験を実施し、
さいしゅとく てつづき おこな こま てつづきないよう
再取得の手続を行うことができます。細かい手続内容、
じゅけんたいしょうしゃ じょうけんとう しけん じっし まえ
受験対象者の条件等については、試験が実施される前に
こくちとう
告知等があります。

3 出所後の就労支援について

えんかつ しゃかいふつきおよ かいぜんこうせい は
(1) あなたたちが円滑な社会復帰及び改善更生を果たすために

しゅっしょ あいだ しゅうろうさき かくほ しゃくほうご
は、出所までの間に就労先を確保し、釈放後の
せいかつきばん かくりつ ひじょう たいせつ おも
生活基盤を確立することが非常に大切と思われま

しせつない しゅうろうしえんしどう しょくぎょうくんれんとう
そこで施設内においては、就労支援指導、職業訓練等

おこな こうきょうしょくぎょうあんていしよ
を行うほか、公共職業安定所（ハローワーク）と

きょうりよく しゅうろうしえん じっし
協力して就労支援を実施します。

こうきょうしょくぎょうあんていしよ きょうりよく おこな しゅうろうしえん
(2) 公共職業安定所と協力して行う就労支援に
ついて

しゅうろうしえん きぼう ひと こうきょうしょくぎょうあん
ア 就労支援を希望する人については、公共職業安

ていしょ いらい しょくぎょうそうだん しょくぎょうしょうかい きゅうじん
定所へ依頼し職業相談、職業紹介、求人・
こようじょうほう ていきょうとう きゅうしょくかつどう しえん おこな
雇用情報の提供等の求職活動の支援を行います。

しゅうろうしえん たいしょうしゃ じょうけん がいとう
ただし、就労支援の対象者は、イの条件に該当す
ひと きぼう ひとぜんいん かなら しえん う
る人であり、希望した人全員が必ず支援を受けられるとは
かぎ
限りません。

こうきょうしょくぎょうあんていしょ きょうりよく しゅうろうしえん
イ 公共職業安定所との協力による就労支援の
たいしょうしゃ はんい
対象者の範囲

しゃくほう よていび げついない ひと つぎ
釈放の予定日からおおむね3月以内の人であって、次の
がいとう
(ア) から (ウ) までのいずれにも該当し、かつ、
こうきょうしょくぎょうあんていしょ しゅうろうしえん じっし ゆうこう みと
公共職業安定所との就労支援の実施が有効と認
ひつよう
められることが必要となります。

かどうのうりよく ゆう けんこうじょうたい しゅうろう
(ア) 稼働能力を有すること。健康状態から就労が
こんなん ひと たいしょう
困難な人は対象となりません。

しゅうろういよく ゆう
(イ) 就労意欲を有すること。

きゅうじんしゃ たい はんざいれきとう じょうほうかいじ
(ウ) 求人者に対して犯罪歴等を情報開示すること
どうい
について、同意していること。

こうきょうしょくぎょうあんていしょ きょうりよく しゅうろうしえん
ウ 公共職業安定所との協力による就労支援を
きぼう ひと けいしゅうりょうび げつまえまた
希望する人は、刑終了日のおおむね3か月前又は

かんさつかん じゅんびめんせつしゅうりょうご ぶんるいとうかつ
観 察 官 による 準 備 面 接 終 了 後 に、 分 類 統 括 あ て に

がんせん ていしゅつ
願 箋 を 提 出 し て く だ さ い。

きたきゅうしゅういりょうけいむしょしきついいんかい
4 北九州医療刑務所視察委員会について

しきついいんかい いか いいんかい かくけいじしせつ
この視察委員会（以下「委員会」といいます。）は、各刑事施設ご
もう いいんかい ほうむだいじん にんめい みんかん
とに設けられています。委員会は、法務大臣が任命する民間の
ひと こうせい けいじしせつ なか しきつ しょくいん
人たちなどから構成され、刑事施設の中を視察したり、職員や
じゅけいしゃ はなし き けいじしせつ うんえい じつじょう はあく
受刑者から話を聞いたりして、刑事施設の運営の実情を把握
うえ こんご うんえい あ かた いけん の
した上で、今後の運営の在り方などについての意見を述べることを
やくわり
役割としています。

いいんかい けいじしせつ しゅうよう ひと くじょうしより
委員会は、刑事施設に収容されている人の苦情処理をするた
もう けんぜん こくみん じょうしき けいじしせつ
めに設けられたものではなく、健全な国民の常識を刑事施設の
うんえい はんえい しく どうにゅう
運営に反映させるための仕組みとして導入されています。

けいじしせつ しゅうよう ひと いいんかい いけん ていあんとう
刑事施設に収容されている人は、委員会に意見の提案等をし
めんせつ もと めんせつ もと
たり、面接を求めたりすることができます。ただし、面接を求めて
かなら めんせつ おこな
も必ず面接が行われるということではありません。

いいんかい いけん ていあんとう つうじょう ほうほう
委員会あての意見・提案等については、通常の方法で
かくきょしつ そな つ せんよう ようし びんせんとう きさい ゆうそう
各居室に備え付けている専用の用紙や便箋等に記載して郵送
かくきょしつしゅうようとう ろうかとう そな つ
することもできますが、各居室収容棟の廊下等に備え付けてい

ていあんばこ じぶん とう
る提案箱に自分で投かんすることもできます。

しょめん さくせい きよしつ そな つ せんよう ようし しょう
書面の作成により、居室に備え付けている専用の用紙を使用
ばあい ほじゅう しょくいん もう で
した場合は、補充するので職員に申し出てください。

しょめん さくせい あ だいひつとう しえん きぼう ばあい
また、書面を作成するに当たり代筆等の支援を希望する場合
しょくいん もう で
は、職員に申し出てください。

しょくいん きさいないようとう み ていあんばこ かぎ
なお、職員が記載内容等を見ることはなく、提案箱の鍵は
しきついいん かんり しょくいん かいひ
視察委員が管理していますので、職員が開扉することはありません。

5 天災事変

あいだ じしん かさい ふうすいがいとう お
あなたがここにいる間に、もし地震、火災、風水害等が起こり、
しんぺん きけん さわ しょくいん しじ
身边が危険になったときは、いたずらに騒がず、職員の指示に
したが こうどう ばあい つぎ
従って行動してください。また、場合によっては次のこともありま
す。

けいむしょないまた きんせつ くいき しょうか じんめい きゅうじょ
(1) 刑務所内又は近接する区域における消火、人命の救助

た おうきゅう ようむ つ
その他の応急の用務に就くこと。

さいがい どあ ひじょう はげ しせつない きけん
(2) 災害の度合いが非常に激しく、施設内においては危険である

はんだん てきとう ばしょ ごそう かいほう
と判断されたときは、適当な場所に護送されたり、解放され
りすること。

かいほう もの ひなん ひつよう じょうきょう
なお、解放された者は、避難を必要とする状況がなくなっ

あとすみ きたきゅうしゅういりょうけいむしょまた しょちょう してい
た後速やかに、北九州医療刑務所又は所長が指定した

ばしょ しゅつとう
場所に出頭しなければなりません。

6 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝

たつせいど
達制度

けい い わた りゆう はんざい ひがい う かた
あなたが刑を言い渡される理由となった犯罪により被害を受けた方

ばあい ひがいしゃ かたとう もうしで しょくいん ひがい
がいる場合、その被害者の方等から申出があれば、職員が、被害

かん しんじょう ひがい う かた お じょうきょう
に関する心情や被害を受けられた方の置かれている状況、その

た しょない せいかつ こうどう かん いけん うかが せいど
他あなたの所内での生活や行動に関する意見を伺う制度がありま

ひがいしゃ かたとう きぼう ないよう でんたつ
す。また、被害者の方等の希望があれば、その内容をあなたに伝達
します。

ひがいしゃ かたとう きぼう ひがいしゃ かたとう
さらに、被害者の方等が希望すれば、あなたが、被害者の方等の

しんじょうとう でんたつ さい でんたつ しんじょうとう の
心情等を伝達された際、伝達された心情等について述べたこ

ひがいべんしょう しゃざい の ひがいしゃ かたとう つた
と、被害弁償や謝罪について述べたこと、被害者の方等に伝える

きぼう の ひがいしゃ かたとう つうち
ことを希望して述べたことについて、被害者の方等に通知することもあ
ります。

ひがいしゃ かたとう せいど りょう もう で
なお、被害者の方等が、この制度の利用を申し出ているかどうかにか

しつもん こた
については、質問されても答えることはできません。

7 マイナンバーカードの申請・更新手続きについて

じゅけいきかんちゅう しゅとくしんせい こうしん
受刑期間中であっても、マイナンバーカード取得申請・更新
てつづき おこな かくてつづき ほうほう ひつよう
手続きを行うことができます。各手続きの方法については、必要と
しょうい かおじゃしんつ みぶんしょうめいしょとう ばあい
なる書類（顔写真付き身分証明書等）がない場合や、マイナン
かくしくちょうそん まどぐち こうふ うけとり いらい
バーカードは、各市区町村の窓口での交付となるため、受取を依頼
だいにん こうふ ばあい てつづき おこな まえ
する代理人がいないと交付されない場合があるので、手続きを行う前
かなら じしん じゅうみんひょう しくちょうそん と あ おこな
に必ず自身の住民票がある市区町村に問い合わせを行って
ください。

きほんてき てつづき つぎ
なお、基本的な手続きは次のとおりです。

かくてつづき おこな しんせいしょ かくじ にゅうしょ ひつよう
(1) 各手続きを行うには、申請書を各自で入手する必要がある

じしん じゅうみんひょう しくちょうそん と よ ごかぞく
ので、自身の住民票がある市区町村から取り寄せるか、御家族
とう いらい
等に依頼してください。

しんせいしょ てんぷ かおじゃしん しょうない さつえい おこな
(2) 申請書に貼付する顔写真については、所内で撮影を行い、

わた う と さい
あなたに渡すことができます。また、マイナンバーカードを受け取る際

ひつよう しょうい こじんばんごう かおじゃしんしょうめいしょ ざいしょ
に必要となる書類（個人番号カード顔写真証明書、在所

しょうめいしょ けいむしょ はっこう たんとうしょくいん
証明書）についても、刑務所で発行しますので担当職員に

もう で
申し出てください。

こくらみなみく じゅうみんひょう ひと かぎ う
(3) 小倉南区に住民票がある人に限り、マイナンバーカードの受

と いらい だいにん ばあい きたきゅうしゅういりょうけいむしよ
け取りを依頼する代理人がいない場合は、北九州医療刑務所
しよくいん いにん だいにん う と もう で
の職員に委任すれば、代理で受け取ることができるので申し出てく
ださい。

かくしくちょうそん かか いちれん てつづき
(4) 各市区町村で、マイナンバーカードに係る一連の手続について、

ひつよう しよるいとう こと ばあい ふめい てん ばあい
必要となる書類等が異なる場合があるので、不明な点がある場合

じしん じゅうみんひょう しくちょうそん と あ
は、自身の住民票がある市区町村に問い合わせてください。

どうさじげん どうさようりょうとう
動作時限と動作要領等

どう さ 動 作	じ 時 刻		チャ イ ム	どうさようりょう ちゅうい 動作要領と注意すること
	へいじつ 平日	きゅうじつ 休日		
きしょう 起床	6:50	7:20	○	<p>きしょうおんがくまた ごうれい お あさ 1 起床音楽又は号令ですぐ起きて、朝</p> <p>てんけん じかん りょう しんぐ さだ 点検までの時間を利用して寝具を定められた</p> <p>いち せいとん しつない せいそう せんめん す 位置に整頓し、室内の清掃や洗面を済ませ</p> <p>ること。</p> <p>きしょうじこく まえ お せいそう せんめん 2 起床時刻の前に起きて清掃や洗面をする</p> <p>た ひと めいわく ことは、他の人の迷惑になるからやめること。</p>
あさてんけん 朝点検	7:00	7:30		<p>てんけんようい ごうれい はなし 1 「点検用意」の号令で、話をやめ、</p> <p>ふくそう ととの さだ いち ろうか ほう 服装を整えて、定められた位置で廊下の方</p> <p>む あんざまた せいざ しず ま に向かい安座又は正座して静かに待つこと。</p> <p>てんけん ごうれい か てんけんしょくいん 2 「点検」の号令が掛かり、点検職員が</p> <p>きよしつ まえ き ばんごう ごうれい か 居室の前に来て「番号」の号令を掛けた</p> <p>じぶん しょうこばんごう い ら、自分の称呼番号をはっきり言うこと。</p>

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意すること
	平日	休日		
朝食	7:15	7:45		<p>3 「点検終わり」の号令が掛かるまでは、 話をしたり、席を立ったりしないこと。</p> <p>4 体の具合の悪い人は、就寝のまま 点検を受けられるので、あらかじめ医師の許可 を受けること。</p> <p>1 共同室では皆が協力して食事の 準備や後片付けをすること。</p> <p>2 定められた位置で食事をする事。</p> <p>3 食事前には、よく手を洗うこと。</p> <p>4 お互いの間での食事のやりとりは、どんな ときでもしないこと。</p> <p>5 食べ残した物は、洗面所や便所に捨てな いで、必ず残飯として出すこと。</p> <p>6 もし、食べ物に異物が入っていたときは、そ のままの状態で職員に出すこと。</p>

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意すること
	平日	休日		
入室	7:40	—		<p>1 「入室」の号令で順次居室の扉が開けられるので、静かに定められた位置に整列し、定められた経路を通過して更衣室へ行くこと。</p> <p>2 更衣室で居室衣を脱ぎ、検査を受け、工場衣に着替えること。</p>
始業	7:50	—	○	<p>始業点検終了後、「作業始め」の号令ですぐに仕事を始めること。</p>
室内体操		10:05 } 10:20		<p>この時間は室内体操の音楽が放送されますので、体操を行ってもかまいません。ただし、大きな音や振動を出して、他の人に迷惑を掛けないこと。</p>

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意すること
	平日	休日		
昼食 およ及び 休憩	12:00	11:30	○	<p>工場^{こうじょう}で食事^{しょくじ}をする場合^{ばあい}</p> <p>(1) 食堂^{しょくどう}において全員^{ぜんいん}一緒に^{いっしょ}食事^{しょくじ}をし、 配食係^{はいしょくがかり}が食事^{しょくじ}の準備^{じゅんび}や後片付け^{あとかたづ}をする こと。</p> <p>(2) 「食事始め^{しょくじはじめ}」の号令^{ごうれい}で食事^{しょくじ}を始め、 「食事終わり^{しょくじおわり}」の号令^{ごうれい}で食事^{しょくじ}を終え席^{せき}を立つこと。</p> <p>(3) その他^たは朝食^{ちようしょく}の要領^{ようりょう}に同じ^{おな}。</p>
作業 ^{さぎょう} 始め ^{はじめ}	12:30		○	<p>居室^{きょしつ}で食事^{しょくじ}をする場合^{ばあい}</p> <p>(朝食時^{ちようしょくじ}と同じ^{おな}。)</p> <p>「作業^{さぎょう}始め^{はじめ}」の号令^{ごうれい}で午後^{ごご}の仕事^{しごと}を始めること。</p>
室内 ^{しつないたい} 体操 ^{たいそう}		15:05) 15:20		<p>午前^{ごぜん}の室内^{しつないたい}体操^{たいそう}と同じ^{おな}。</p>

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意すること
	平日	休日		
終業 還室 夕点検 夕食	16:20 16:50 17:00	 16:30 16:00	○	<p>動作要領と注意すること</p> <p>「作業やめ」の号令で仕事をやめること。</p> <p>入室時と逆の順序で居室に帰ること。</p> <p>朝点検に同じ。</p> <p>朝食に同じ。</p>
余暇時間 (夕点検終了後から就寝までの時間及び休日の朝食終了後から、夕点検開始までの食事時間を除く時間帯で、他の行事がないとき。)				<p>この時間は、勉強・読書・囲碁・将棋などをしたり、手紙を書いたりして自由に過ごすことができるので、有効に活用すること。ただし、大声や騒音を出したり、ふざけて他の人に迷惑を掛けることのないよう自重した行動をとる。</p>

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意すること
	平日	休日		
仮就寝	18:00	17:30	○	<p>「就寝用意」の号令で就寝を希望する人は定められた位置に布団を敷くこと。</p> <p>この時刻以降は、就寝してもよいが、その時は次のことに注意すること。</p> <p>(1) 布団や毛布で頭を隠さないこと。</p> <p>(2) 定められた衣類で就寝すること。</p> <p>(3) 定められた位置に就寝すること。</p> <p>(4) 共同室では、寝具や衣類を取り替えた り、他の人の寝具に手や足を入れたりしない こと。</p> <p>(5) 毛布や掛布団を枕の代わりに使用しない こと。</p> <p>仮就寝の時刻は、時季によって異なるので、そのときの指示に従うこと。</p>

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意事項
	平日	休日		
就寝	20:55	20:55	○	<p>4 囲碁・将棋をするときには、就寝位置で寝具を敷かずに行うこと。</p>
				<p>1 就寝5分前にチャイムが鳴りますので、衣類や本などを定められた位置に整理しておくこと。</p>
	21:00	21:00		<p>2 就寝前には、定められた位置に必ず布団を敷いておくこと。</p>
				<p>1 居室の電灯が減灯されるので、話をやめて就寝すること。眠くない場合でも所定の位置に寝具を敷いて、床に就くこと。</p> <p>2 減灯後は、読書や筆記などはしないこと。</p>

(注) 1 作業時間中に1日合計40分の休憩時間(食事時間を含む。)があります。

2 表中の○印はチャイムで合図されるものです。

3 矯正指導の日における動作時限等は、休日の動作時限等に準じます。

どうさじげん どうさようりょうとう
動作時限と動作要領等

だんくきょしつとう
(男区居室棟)

どう さ 動 作	じ 時 刻		チ ヤ イ ム	どうさようりょう ちゅうい 動作要領と注意すること
	へいじつ 平日	きゅうじつ 休日		
きしょう 起床	6:50	7:20	○	<p>きしょう おんがくまた ごうれい お あさ 1 起床の音楽又は号令ですぐ起きて、朝 てんけん じかん りょう しんぐ さだ 点検までの時間を利用して寝具を定められた いち せいとん しつない せいそう せんめん す 位置に整頓し、室内の清掃や洗面を済ませ ること。</p> <p>きしょうじこく まえ お せいそう せんめん 2 起床時刻の前に起きて清掃や洗面をする た ひと めいわく ことは、他の人の迷惑になるからやめること。</p>
あさてんけん 朝点検	7:00	7:30		<p>てんけんようい ごうれい はなし 1 「点検用意」の号令で、話をやめ、 ふくそう ととの さだ いち ろうか ほう 服装を整えて、定められた位置で廊下の方 む あんざまた せいざ しず ま に向かい安座又は正座して静かに待つこと。</p> <p>てんけん ごうれい てんけんしよくいん 2 「点検」の号令がかかり、点検職員が きよしつ まえ き ばんごう ごうれい か 居室の前に来て「番号」の号令を掛けた じぶん しょうこばんごう い ら、自分の称呼番号をはっきり言うこと。</p>

どう 動作	じ 時刻		チャイム	どうさよりょう ちゅうい 動作要領と注意すること
	へいじつ 平日	きゅうじつ 休日		
ちょうしょく 朝食	7:15	7:45		<p>てんけんお ごうれい か 3 「点検終わり」の号令が掛かるまでは、</p> <p>はなし せき た 話をしたり、席を立ったりしないこと。</p> <p>からだ ぐあい わる ひと しゅうしん 4 体の具合の悪い人は、就寝のまま</p> <p>てんけん う いし きよか 点検を受けられるので、あらかじめ医師の許可</p> <p>う を受けること。</p> <p>きょうどうしつ みな きょうりよく しょくじ 1 共同室では皆が協力して食事の</p> <p>じゅんび あとかたづ 準備や後片付けをすること。</p> <p>さだ いち しょくじ 2 定められた位置で食事をする事。</p> <p>しょくじまえ て あら 3 食事前には、よく手を洗うこと。</p> <p>たが あいだ しょくじ 4 お互いの間での食事のやりとりは、どんな</p> <p>ときでもしないこと。</p> <p>た のこ もの せんめんじょ べんじょ す 5 食べ残した物は、洗面所や便所に捨てな</p> <p>かなら ざんぼん だ いで、必ず残飯として出すこと。</p> <p>た もの いぶつ はい 6 もし、食べ物に異物が入っていたときは、そ</p> <p>じょうたい しょくいん だ のままの状態で職員に出すこと。</p>

どう さ 動 作	じ 時 刻		チ ヤ イ ム	どうさようりょう ちゅうい 動作要領と注意すること
	へいじつ 平日	きゅうじつ 休日		
し ぎょう 始 業	7 : 4 0	-	○	しぎょうてんけんしゅうりょうご さぎょうはじ 始業点検終了後、「作業始め」の ごうれい しごと はじ 号令ですぐに仕事を始めること。
しつないたいそう 室内体操	9 : 4 5 ） 1 0 : 0 0	1 0 : 0 5 ） 1 0 : 2 0		じかん しつないたいそう おんがく ほうそう この時間は室内体操の音楽が放送されま たいそう おこな すので、体操を行ってもかまいません。ただ おお おと しんどう だ た ひと めいわく し、大きな音や振動を出して、他の人に迷惑 か を掛けないこと。

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意すること
	平日	休日		
昼食 およ及び 休憩	12:00	11:30	○	1 工場 ^{こうじょう} で食事 ^{しょくじ} をする場合 ^{ばあい} (1) 食堂 ^{しょくどう} において全員 ^{ぜんいん} 一緒に ^{いっしょ} 食事 ^{しょくじ} をし、 配食係 ^{はいしょくがかり} が食事 ^{しょくじ} の準備 ^{じゅんび} や後片付け ^{あとかたづ} をする こと。 (2) 「食事 ^{しょくじ} 始め ^{はじめ} 」の号令 ^{ごうれい} で食事 ^{しょくじ} を始め、 「食事 ^{しょくじ} 終わり ^{おわり} 」の号令 ^{ごうれい} で食事 ^{しょくじ} を終え席 ^{せき} を立 つこと。 (3) その他 ^た は朝食 ^{ちようしょく} の要領 ^{ようりょう} に同じ。 2 居室 ^{きょしつ} で食事 ^{しょくじ} をする場合 ^{ばあい} (朝食 ^{ちようしょくじ} 時 ^{とき} と同じ。) 「作業 ^{さぎょう} 始め ^{はじめ} 」の号令 ^{ごうれい} で午後 ^{ごご} の仕事 ^{しごと} を始める こと。 午前 ^{ごぜん} の室内 ^{しつないたい} 体操 ^{そうおな} と同じ。
作業 ^{さぎょう} 始め	12:40	-	○	
室内 ^{しつないたい} 体操 ^{そうおな}	14:45 } 15:00	15:05 } 15:20		

動作	時刻		チャイム	動作要領と注意すること
	平日	休日		
終業	16:20	-	○	「作業やめ」の号令で仕事をやめること。
夕点検	16:50	16:30		朝点検に同じ。
夕食	17:00	16:00		朝食に同じ。
余暇時間	<p>（夕点検終了後から就寝までの時間及び休日の朝食終了後から、夕点検開始までの食事時間を除く時間帯で、他の行事がないとき。）</p>			<p>この時間は、勉強・読書・囲碁・将棋などをしたり、手紙を書いたりして自由に過ごすことができるので、有効に活用すること。ただし、大声や騒音を出したり、ふざけて他の人に迷惑を掛けることのないよう自重した行動をとること。</p>

どう 動 作	じ 時 刻		チャ イム	どうさようりょう ちゅうい 動作要領と注意すること
	へいじつ 平日	きゅうじつ 休日		
しゅうしん 就 寝	20:55	20:55	○	<p>いご しょうぎ しゅうしんいち しんぐ 4 囲碁・将棋をすることは、就寝位置で寝具 し おこな を敷かずに 行 うこと。</p> <p>しゅうしん ふんまえ な 1 就寝5分前にチャイムが鳴りますので、 いるいほん さだ いち せいとん 衣類や本などを定められた位置に整頓して おくこと。</p> <p>しゅうしんまえ さだ いち かなら 2 就寝前には、定められた位置に必ず ふとん し 布団を敷いておくこと。</p>
	21:00	21:00		<p>きょしつ でんとう げんとう はなし 1 居室の電灯が減灯されるので、話をや めて就寝すること。眠くない場合でも しよてい いち しんぐ し どこ っ 所定の位置に寝具を敷いて、床に就くこと。 げんとうご どくしょ ひつき 2 減灯後は、読書や筆記などはしないこと。</p>

(注) 1 さぎょうじかんちゅう にちごうけい ふん きゅうけいじかん しょくじじかん ふく
作業時間中に1日合計40分の休憩時間(食事時間を含む。)があり
ます。

2 ひょうちゅう まるじるし あいず
表中の○印はチャイムで合図されるものです。

3 きょうせいしどう ひ どうさじげんとう きゅうじつ どうさじげんとう じゅん
矯正指導の日における動作時限等は、休日の動作時限等に準じます。

せいげん かんわ そち ないよう
制限の緩和措置の内容

せいげんくぶん 制限区分	だい しゅ 第 1 種	だい しゅ 第 2 種		だい しゅ 第 3 種	だい しゅ 第 4 種
		A	B		
かんわ そち ないよう 緩和措置の内容	あかい 赤色	ももいろ 桃色		あおい 青色	きいろ 黄色
きょしつ たんどくまた しゅうだん 居室の単独又は集団の べつ 別	じゅんかいほうきょしつ 準開放居室	いっばんきょしつまた じゅんかいほうきょしつ 一般居室又は準開放 居室		いっばんきょしつ 一般居室	
しゅ 主として矯正処遇を おこな ばしよ 行う場所	きょしつがい できとう ばしよ こうじょう きょうしつ しゅうかいしつとう 居室以外の適当な場所(工場、教室、集会室等)				げんそく 原則として きょしつとうない 居室棟内
しんたいとう けんさ ★身体等の検査	げんそくしゅうりやく 原則省略			じっし 実施	
ちゅうはつ 調髪	ちゅうはつが ちゅうはつか 中髪刈りでの調髪可			けい しゅうりょう びぜん げつ もの のぞ 刑の終了日前3か月の者を除 き不可	
しせつない いどう じ ★施設内の移動時にお ける職員 <small>しよくいん</small> の同行	げんそくどうこう 原則同行なし	どうこう 同行			
けいじ しせつがい しょうぐ 刑事施設外での処遇	ひつよう みると ばあい じっし 必要と認める場合は実施			ふ じっし 不実施	
ききょうどうさ じかんたい 起居動作の時間帯	ひつよう みると ばあい へんこう 必要と認める場合は変更			どうさ じげんひょう 動作時限表による	
めんかい たちあ 面会の立会い	げんそくたちあ しょうりやく 原則立会い省略	しんぞく ないえんかんけいしゃ ふく 親族(内縁関係者を含 む。養子縁組関係者を 除く。)のみ立会い しょうりやく 省略		げんそくたちあ 原則立会い	
めんかい ばしよ 面会の場所	めんかいしつまた しせつ 面会室又は施設が 指定した場所	げんそくめんかいしつ 原則面会室			めんかいしつ 面会室
しょしん けんさ 書信の検査	けんさしょうりやく 検査省略	げんそくしょうりやく 原則省略	いちぶけんさしょうりやく 一部検査省略	じっし 実施	
でんわ とう つうしんないよう 電話等の通信内容の かくにん 確認	とく ひつよう みると ばあい きょか かくにん じっし 特に必要と認める場合に許可し、確認は実施			げんそくたいしょうがい とく ひつよう みると 原則対象外とし、特に必要と認 める場合に許可し、確認は実施	
きょうせいしょうぐまた まか ★矯正 処遇又は余暇 じかんたい しょういん 時間帯における職員 <small>かんとく</small> の 監督	ひつよう おう じっし 必要に応じて実施	げんそくじっし 原則実施			じっし 実施
しせつ せつびまた びひん ★施設の設備又は備品 の整備	しゃかいいっばん にちじょう 社会一般の日常 せいひん せいきん じ 生活に近似した せつびまた びひん 設備又は備品の しょう 使用	おきどけいおよ とく ひつよう しりょう 置時計及び特に必要と思料されるも の			つうじょう 通常のとおり

- ※ ★印 がついている制限緩和の内容について、開放寮処遇者は第1種に準じる。
- ※ 制限区分が未指定のものは、原則として単独室とする。
- ※ 「主として矯正処遇等を行う場所」については、医療の必要性から入所している者は医療・看護の必要性を
じっし
しんしゃくして実施する。

ゆうぐうそち おも しゅるいおよ ないよう
優遇措置の主な種類及び内容

ゆうぐうくぶん 優遇区分	ユ-1	ユ-2	ユ-3	ユ-4	ユ-5
しつない そうしよく 室内装飾品の貸与 ひんとう たいよ 品等の貸与 とう 等	しつないそうしよくひん たい 室内装飾品の貸 よ つき かい しこう 与、1月に1回、嗜好 ひん しきゅう 品の支給				
じべんぶつびん 自弃物品の こうにゆう し 購入、使 ようまた せつ 用又は撰 しゅ 取	しんい しつないそうしよく ①寝衣、室内装飾 ひん およ ざぶ 品、サンダル及び座布 とんなら よか じかんたい 団並びに余暇時間帯 における娯楽的活動 もち ぶつびん に用いる物品につい て自弃を認める。 しよくりょうひんおよ いん ②食料品及び飲 りょう つき 料について1月に1 かい しこうひん 回、嗜好品について つき かい じべん 1月に2回、自弃を なと 認める。	しつないそうしよくひん ①室内装飾品、 およ ざぶ サンダル及び座布 とん じべん 団について自弃を なと 認める。 しこうひん ②嗜好品について つき かい じべん 1月に2回、自弃 なと を認める。	しつないそうしよくひん ①室内装飾品、 およ ざぶ サンダル及び座布 とん じべん 団について自弃を なと 認める。 しこうひん ②嗜好品について つき かい じべん 1月に1回、自弃 なと を認める。		
めんかいじかん 面会時間	ぶん 60分	ぶん 30分	どうき 同左	どうき 同左	どうき 同左
めんかいかいすう 面会回数	ずいじ 随時	ひとつき かい 一月に6回	ひとつき かい 一月に4回	ひとつき かい 一月に3回	どうき 同左
はっしんつうすう 発信通数	ずいじ 随時	ひとつき つう 一月に8通	ひとつき つう 一月に6通	ひとつき つう 一月に6通	ひとつき 一月に 5つ 通
テレビ視聴 しちょう	べつ し じ じかん 別に指示する時間 たいおよ ほうほう 帯及び方法により しちょう こうじょうしゅう 視聴（工場就 ぎょうしゃ かぎ 業者に限る。）	どうき 同左	どうき 同左	どうき 同左	どうき 同左
きゅうじつ よ 休日の予 やくめんかい 約面会	じっしきかんちゅう 実施期間中につ き じょうげん かい き、上限2回ま ゆる で許すことができ る。	じっしきかんちゅう 実施期間中につ き かい かぎ ゆる き、1回に限り許 すことができる。	ゆる 許さない。	どうき 同左	どうき 同左
その他	とく みと しょうぐう 特に認める処遇	とく みと しょうぐう 特に認める処遇	とく みと しょうぐう 特に認める処遇	とく みと 特に認める しょうぐう 処遇	

しきゅうひん しきゅう きじゆん
支給品の支給基準

だんし
男子

ひん もく 品 目	りょう 量	きげん 期限
し ちり紙	まい 15枚	にち 1日
は 歯ブラシ	ぼん 1本	げつ 2か月
はみが 歯磨き	ぼん 1本	げつ 2か月
せつ 石けん	こ 1個	げつ 1か月
タオル	まい 1枚	げつ 3か月
つまようじ	はこ 1箱	きょうどうしつ 共同室2か月 げつ たんどくしつ 単独室3か月 げつ
つまようじ (ししていしゃ 指定者)	べつと しじ 別途指示する。	

別表5-1 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる衣類 (規則第15条第2項及び規則第54条第1項第2号)

区分	品名	対象者			摘要	差一回入許可数たる量の購入	規格等	使用場所		購入	差入			
		第1類	第3類以上	全受刑者				居室	工場					
衣類	下着	シャツ			□	ランニングシャツ、半袖シャツ及び長袖シャツ(防寒用長袖シャツを含む。)に限る。	5枚以内 (防寒用長袖シャツは3枚以内)	普通品 下着類に限る。	○	○	直接 (窓口・郵送)			
					△	タンクトップシャツ、半袖シャツ、七分袖シャツ及び長袖シャツ(防寒用長袖シャツを含む。)に限る。								
		パンツ			□	補修用ゴムひもを含む。		普通品 (プリーフは除く。)				○		
		ショーツ・生理用ショーツ			△	ズロースを含む。補修用ゴムひもを含む。		普通品				○		
		ズボン下			○	補修用ゴムひもを含む。冬物(防寒用ズボン下)に限る。							3枚以内	
		スリッパ			△	キャミソールを含む。								
		ブラジャー			△									
		靴下	靴下			□		5足以内				○	○	
				靴下				△						
		寝衣	パジャマ	○				1組						

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

- 印 使用を許可するもの
- 印 男性受刑者に限り使用を許可するもの
- △印 女性受刑者に限り使用を許可するもの

注 上記表に関して留意すべき事項

- 1 上記表のほか、受刑者には外出又は外泊の際に使用する衣類は、原則として自弁のものを使用させる。(法第42条第1項第4号)
- 2 上記表のほか、護送する場合及び外部通勤作業を行わせる場合において適当と認めるときに限り、全受刑者に下着、靴下及び寝衣以外の自弁の衣類の使用を許すことができる。(規則第15条第2項)
- 3 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)
- 4 携帯、差入れに係る物品については、華美にわたるもの及び高価なものは許可しない。
- 5 自弁又は差入れに係る物品の使用期間中は同種物品の給貸与は行わない。
- 6 前施設で使用を許されていた物品についてはその規格が本基準と異なるものであっても原則として、その物品が消耗するまでは使用を認める。

別表5-2 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品 (規則第15条第3項)

区分	品名	対象者			摘要	差一回入許可数たるの購入	規格等		使用場所		指定業者經由品	指定業者經由品以外
		第1類	第3類以上	全受刑者			居室	工場				
食料品及び飲料	米飯類	○		●	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できる分量のものでなければならない。 優遇区分第1類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。	その都度審査する。		指定場所	○			
	パン類	○		●								
	麺類	○		●								
	惣菜類	○		●								
	茶	○		●								
	コーヒー	○		●								
	紅茶	○		●								
	ココア	○		●								
	果実飲料	○		●								
清涼飲料その他の飲料	○		●									
嗜好品	菓子		○	●	優遇区分第1類及び第2類の受刑者については1月2回以上、優遇区分第3類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。	その都度審査する。		指定場所	○			
	あめ類		○	●								
	氷物		○	●								
	果物類		○	●								
	茶		○	●								
	コーヒー		○	●								
	紅茶		○	●								
	ココア		○	●								
	果実飲料		○	●								
清涼飲料その他の嗜好飲料		○	●									

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 自弁を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に摂取を許可することを適当と認める場合に限り摂取を許可するもの

注 上記表に関して留意すべき事項

1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)

2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)

別表2-② 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる室内装飾品 (規則15条第4項)

区分	品名	対象者			摘要	差一回入許可数たるの購入	規格等		使用場所		指定業者經由品	指定業者經由品以外
		第1類	第3類以上	全受刑者			居室	工場				
室内装飾品	生花		○	●	花瓶の自弁が許される場合に限る。	その都度審査する。			○	○		
	花瓶		○	●	制限区分第1種から第3種までの者に限る。	1個	その都度審査する。					
	写真立て		○	●		1点	普通品 キャビネ版以下					
	書画	○		●	額縁の自弁が許される場合に限る。	1枚	A4程度、その都度審査する。					
	額縁	○		●		1個	A4程度、その都度審査する。					

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 使用を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に使用を許可することを適当と認める場合に限り使用を許可するもの

注 上記表に関して留意すべき事項

1 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)

2 前施設で使用を許されていた物品についてはその規格が本基準と異なるものであっても原則として、その物品が消耗するまでは使用を認める。

別表5-3 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則第15条第5項）

区分	品名	対象者				摘要	一差 回入 許た り の 数 の 購 入 ・	規格等	使用場所		購入	差入 （窓 口 ・ 郵 送）	
		第1類	第2類 以上	第3類 以上	全受刑者				居室	工場			
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調整用具、靴その他の日用品	タオル				○	柄物を含む。おおむね縦40cm、横90cmまで	3枚以内	普通品	○	○	○		
	ナイロンタオル		○						場指 場指 場指 場指	場指 場指 場指 場指			
	バスタオル				○		1枚		場指 場指	場指 場指			
	ハンカチ				○	タオル地を含む。	2枚		○	○			
	石けん				○		2個以内	普通品	○	○			
	洗濯石けん				△		1個	普通品	○				
	石けん		○			ボディソープ	1個	普通品	場指 場指	場指 場指			
	洗顔石けん		○				1個	普通品	場指 場指	場指 場指			
	石けん容器				○		2個以内	普通品 金属製は不可	○	○			
	シャンプー				○		1個	普通品	指定場所				
	リンス				○								
	くし				○	ヘアブラシを含む。男性については、規則第26条第4項の規定により調整を行わない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯正訓令第3293号大臣訓令）第6条第2項ただし書きの場合において、必要と認めるときに限る。	1個	普通品	○				
	整髪料				○	男性については、規則第26条第4項の規定により調整を行わない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯正訓令第3293号大臣訓令）第6条第2項ただし書きの場合において、必要と認めるときに限る。			○				
	染毛剤				◎	女子に限る。 （留意事項3参照）	必要数	普通品	場指 場指	場指 場指			
	パーマ剤				◎				場指 場指	場指 場指			
	ヘアピン				△		1セット		○	○			
	髪止めゴム				△		2本						
	電池式 かみそり				○	収納ケース、替え刃、はけ及び電池。（マンガンに限る。）を含む。	1個		○				
	プレシェーブ ローション		○							○			
	シェービング クリーム				◎	（留意事項4参照）				○			
	歯ブラシ				○		2本						
	歯磨き				○	おおむね160g	2個	チューブ入り	○	○			
	歯ブラシ ケース				○			普通品					
	運動靴				○	靴ひもを含む。	1足	普通品		○			
	ちり紙				○		男子は2個 女子は4個	1個400枚～500枚 程度のもの					
	耳かき				○		1個	竹製又は樹脂製に限る					
	箸				○		2膳以内	普通品		○			
	箸容器				○		2個以内						
	置き時計				◎	電池（マンガンに限る。）を含む。 （留意事項3参照）	1個			○			
	置き鏡				◎	（留意事項3参照）							
クリーム類				○	金属・ガラス製容器を除く。	2個 （同種ク リームは 1個ま で）							
汗止め用粉末				○		1個							
パフ				○									

区分	品名	対象者				摘要	一回 入 許 可 数 量 の 購 入 ・	規格等	使用場所		購入	差入
		第1類	第2類 以上	第3類 以上	全受刑 者				居室	工場		
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、靴その他の日用品	制汗剤				○	スプレー式のものを除く。	1個	普通品	○	○	○	
	化粧水類				○		2個					
	生理用品				△	おりものシート及び妊産婦用具を含む。	3袋					
	サンダル			○			1足					
	座布団			○		検査可能なものに限る。	1枚	クッション不可				
	綿棒				○		1箱					
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	色鉛筆				○	鉛筆削りを用いないものに限る。青色又は赤色に限る。	各1本	普通品	○	○	○	
	消しゴム				○		1個	普通品				
	シャープペンシル				○	簡易な構造のもの以外は優遇区分第1類の受刑者に限る。替え芯を含む。	1本	普通品 芯は黒色とし、プラスチック軸等簡易なものに限る。				
	ボールペン				○	鉛筆型。インクは青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。	各1本	普通品				
	多色ボールペン		○				1本	普通品				
	万年筆				◎	スペアインクを含む。 (留意事項5参照)	1本	普通品 インクは黒・青色に限る。				
	蛍光ペン				◎	(留意事項4参照)	3本以内	普通品 インクは桃・青・黄色に限る。				
	蛍光ペン		○				5色以内	普通品 施設の指定する色に限る。				
	雑記帳				○	罫線入りのノート	3冊	大学ノート形式のもの				
	日記帳				◎	(留意事項4参照)	1冊	普通品				
	各種ノート (雑記帳を除く)				◎	五線譜ノート、白無地ノートなど (留意事項4参照)	必要数	普通品				
	色紙				◎	短冊を含む。 (留意事項4参照)	必要数	普通品				
	カーボン紙				◎	法律上、財産上、その他で必要と認められる場合に限る。 (留意事項4参照)	必要数	普通品				
	けい紙その他の 筆記用紙				◎	原稿用紙、レポート用紙など (留意事項4参照)	必要数	普通品				
	下敷き				○	合成樹脂製、A4以下	1枚	普通品				
	定規				○	合成樹脂製、30cm用以下	1本	普通品				
	筆入れ				○	金属製のものを除く。	1個	普通品				
	板目紙				◎	(留意事項6参照)	必要数	金属類が付いているものを除く。				
	とじひも				◎							
	インデックス				◎							
付せん				◎								
ファイル				◎								

区分	品名	対象者				摘要	一回当たり許可数量の購入	規格等	使用場所		購入 指定業者	差入 直接（窓口・郵送）
		第1類	第2類以上	第3類以上	全受刑者				居室	工場		
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品（書道・ペン習字用具）	筆				◎	学習用に限る。 （留意事項5参照）	必要数	普通品	○	○		
	筆巻き				◎							
	墨、墨汁				◎							
	文鎮				◎							
	すずり、すずり箱				◎							
	条幅紙				◎							
	下敷き				◎							
	書道用半紙				◎							
	書道用具ケース				◎							
	教本				◎							
	水差し				◎							
	作品入れ				◎							
	筆ペン				◎							
	インクカートリッジ				◎							
	ペン習字帳				◎							
	フェルトペン				◎							
ディスクペン				◎								
吸い取り紙				◎								
写経用紙				◎								
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品（絵画用具）	ポスターカラー				◎	学習用に限る。セット用ケースを含む。 （留意事項5参照）	必要数	普通品	○	○		
	画筆				◎							
	彩色筆				◎							
	面相筆				◎							
	パレット				◎							
	筆洗い				◎							
	絵の具				◎							
	色鉛筆(多色セットを含む)				◎							
	クレヨン				◎							
	クレパス				◎							
	紙テープ				◎							
	セロテープ				◎							
	画用紙				◎							
	スケッチブック				◎							
ねりゴム				◎								
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品（製図用具）	テンプレート				◎	学習用に限る。 （留意事項5参照）	必要数	普通品	○	○		
	カラスグチ				◎							
	トレーシングペーパー				◎							
	製図板				◎							
	分度器				◎							
	各種定規				◎							
	計算尺				◎							
	コンパス				◎							
	ディバイダー				◎							

区分	品名	対象者				摘要	一回当り許す可数の購入量	規格等	使用場所		購入	差入	
		第1類	第2類以上	第3類以上	全受刑者				居室	工場			指定業者
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品（紙めくり用具）	指サック				◎	学習用に限る。 （留意事項5参照）	必要数	普通品	○		○		
	紙めくり用クリーム				◎								
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品（各種教材）	通信教育関係教材				◎	（留意事項5参照）	その都度審査する。	○			○		
	学習用教材				◎								
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品（点字用具）	点字用具				◎	（留意事項5参照）			○		○		
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	電池式計算機				◎	電池（マンガンに限る。）を含む。 （留意事項4参照）	1個	普通品	○		○		
	そろばん				◎	（留意事項4参照）							
	電子辞書				◎	電池（マンガンに限る。）を含む。 （留意事項4参照）	1台	普通品					
	CDプレイヤーその他の音声再生機				◎	学習用に限る。イヤホン及び電池（マンガンに限る。）を含む。 （留意事項5参照）		その都度審査する。					
	CDその他の音声記録媒体				◎	勉強用に限る。 （留意事項5参照）	必要数	その都度審査する。					
	CD収納ケース				◎	（留意事項4参照）							
	数珠				◎	一重で使用するものに限る。 （留意事項7参照）	1個	その都度審査する。					
	ロザリオ				◎								
	礼拝マット				◎	必要数	○						
	礼拝スカーフ				◎								女子に限る。（留意事項7参照）
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く）であって、受刑者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋				◎	軍手を含む。無地に限る。 （留意事項8参照）	1組	普通品	○		○		
	ゴム手袋				◎	居室内における洗濯用に限る。 （留意事項4参照）							
	耳袋				◎	（留意事項4参照）							
	マスク				◎	（留意事項4参照）							1枚
	尿取りパッド				△								1組
	耳栓				◎								1組
	使い捨てカイロ				◎								必要数
	余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品	CDプレイヤー	○										イヤホン及び電池（マンガンに限る。）を含む。
音楽等CD		○					必要数	その都度審査する。					
CD収納ケース					◎	（留意事項4参照）	必要数	その都度審査する。					

備考

- 1 ○印は使用を許可するもの。
- 2 ◎印は特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの。
- 3 △印は女子受刑者に限り使用を許可するもの。
- 4 物品の購入に当たっては実用的でなるべく低廉なものを選定する。
- 5 携帯、差入れに係る物品については、華美にわたるもの及び高価なものは許可しない。
- 6 自弁又は差入れに係る物品の使用期間中は同種物品の給貸与は行わない。
- 7 前施設で使用を許されていた物品についてはその規格が本基準と異なるものであっても原則として、その物品が消耗するまでは使用を認める。
- 8 規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許可しない。

注 上記表に関する留意事項

- 1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)
- 2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)
- 3 第1種又は第2種の制限区分に指定されている者について、自発性や自立性を涵養するために使用を許すことが有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 4 受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 5 上記4の条件に加え、当該受刑者が当該物品を現に使用する通信教育を受けていたり、当該物品を現に使用するクラブ活動に参加していたりするなど、当該物品の使用を必要とする事情が現に存在する場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 6 訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 7 受刑者の宗教上の必要性があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 8 当所の気候、受刑者の身体的状況、保健衛生の状況その他の事情に照らし特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

別表5-4 受刑者に使用を許す物品で自弁のもの使用を原則とするもの(補正器具、通信用品、印紙、印鑑、かつら)

区分	品名	対象者				摘要	差一回入許可数たるの購入	規格等	使用場所		購入	差入			
		第1類	第2類以上	第3類以上	全受刑者				居室	工場					
補正器具	ヘルニア帯				◎		必要数	その都度審査する。	○	○	○	直接(窓口・郵送)			
	義手				◎		必要数						○	○	○
	義足				◎										
	義眼				◎										
	義歯				◎										
	義歯安定剤				◎										
	義歯洗浄剤				◎	ケースを含む。	1個						○	○	○
	補聴器				◎	電池(マンガンに限る。)を含む。									
	眼鏡				◎	眼鏡ケース、眼鏡ふきを含む。	必要数						○	○	○
	コンタクトレンズ				◎	収納容器等を含む。	必要数						○	○	○
	コンタクトレンズ洗浄液				◎		1本						○	○	○
	その他の補正器具				◎		必要数						○	○	○
通信用品	封筒				○	一重で使用するものに限る。	10枚以内	○	○	○	○				
	高品質である封筒		○			一重で使用するものに限る。	10枚以内								
	切手				○		必要数					日本郵便製			
	はがき				○		10枚以内					日本郵便製			
	郵便書簡				○							日本郵便製			
	通信用紙				○	便箋	1冊					普通品			
	高品質である便箋		○			便箋	1冊					普通品			
自己契約作業物品	自己契約作業物品				◎	自己契約作業を許可されたものに限る。	その都度審査する。			○					
指名医の診療に係る医薬品	指名医の診療に係る医薬品				◎		その都度審査する。			○					
印紙	印紙				◎	証紙を含む。	必要数	○	○	○					
印鑑	印鑑				◎	押印が必要と認められる場合に限る。	その都度審査する。			○					
かつら	かつら				◎		1個	その都度審査する。			○				

備考

- 印は使用及び摂取を許可するもの。
- ◎印は特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの。
- 印は男性受刑者に限り使用を許可するもの。
- △印は女性受刑者に限り使用を許可するもの。
- 物品の購入に当たっては実用的でなるべく低廉なものを選定する。
- 携帯、差入れに係る物品については、華美にわたるもの及び高価なものは許可しない。
- 自弁又は差入れに係る物品の使用期間中は同種物品の給貸与は行わない。
- 前施設で使用を許されていた物品についてはその規格が本基準と異なるものであっても原則として、その物品が消耗するまでは使用を認める。
- 規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許可しない。

別表5-5 女子受刑者に自弁を許す子の養育に必要な物品

区分	品名	対象者			摘要	差一回入許可数 量の購入	規格等	使用場所		購入	差入
		第1類	第3類以上	全受刑者				居室	工場		
衣類	おむつ			○	紙おむつを含む。	必要数	その都度審査する。	○		指定業者	直接 (窓口・郵送)
	肌着			○		必要数	その都度審査する。				
	ベビー服			○		必要数	その都度審査する。				
	その他刑事施設の長が必要と認める衣類			◎		必要数	その都度審査する。				
寝具	ベビーベッド			○	検査可能なものに限る。	1個	その都度審査する。	○			○
	布団			○	検査可能なものに限る。	必要数	その都度審査する。				
	まくら			○	検査可能なものに限る。	1個	その都度審査する。				
	その他刑事施設の長が必要と認める寝具			◎		必要数	その都度審査する。				
食事(糧食)及び飲料	ミルク			○		必要数	その都度審査する。	○			○
	かゆ			○		必要数	その都度審査する。				
	その他刑事施設の長が必要と認める食事(糧食)及び飲料			◎		必要数	その都度審査する。				
衣類、寝具並びに食事(糧食)及び飲料以外の物品	ほ乳瓶			○	樹脂製に限る。	必要数	その都度審査する。	○			○
	ベビーパウダー			○		必要数	その都度審査する。				
	その他刑事施設の長が必要と認める衣類、寝具並びに食事(糧食)及び飲料以外の物品			◎		必要数	その都度審査する。				

備考

○印 使用を許可するもの

◎印 特に必要と認める場合使用を許可するもの

- 1 食事の購入又は差入れを受けた場合は、食事を支給しないものとする。
- 2 医療上必要な場合は、購入又は差入れを制限する。

ふふくもうした かん うけつけじかん
不服申立てに関する受付時間

さくせい
作成について

しゅ るい 種 類	へい じつ 平 日	きょうせいしどう ひ 矯正指導の日	ぎょうせいきかん きゅうじつ 行政機関の休日
しんさ しんせい 審査の申請 さいしんさ しんせい 再審査の申請	ごぜん じ から ごご じ までの あいだ 午前8時から午後7時までの間		
じじつ しんこく 事実の申告 きょうせいかんくちょうおよび (矯正管区長及び ほうむだいじんあ 法務大臣宛て)			
くじょう もうしで 苦情の申出 ほうむだいじんおよび (法務大臣及び しよちょうあ 所長宛て)	あさ ねが ごとうけつけじ 朝の願い事受付時	ごぜん じ ふん 午前8時30分 ごご じ から午後5時まで	う っ 受け付けない

※ へいきよぼつしっこうちゅう もの については、げんそく ちやくざじかんたい う っ
閉居罰執行中の者については、原則として着座時間帯は受け付けない。

はつそう とうかん
発送 (投函) について

しゅるい 種類	へい じつ 平 日	きょうせいしどう ひ 矯正指導の日	ぎょうせいきかん きゅうじつ 行政機関の休日
しんさ しんせい 審査の申請 さいしんさ しんせい 再審査の申請	ごぜん じ ごご じ 午前8時から午後7時までの間		
じじつ しんこく 事実の申告 きょうせいかんくちょうおよび (矯正管区長及び ほうむだいじんあ 法務大臣宛て)	ごぜん じ ごご じ 午前8時から午後7時までの間		う っ け 付 け 不 可
くじょう もうしで 苦情の申出 ほうむだいじんおよび (法務大臣及び しよちょうあ 所長宛て)	あさ ねが ごとうけつけじ 朝の願い事受付時	う っ け 付 け 不 可	

※ へいきよぼつしっこうちゆう もの げんそく ちゃくざじかんたい う っ け 付 け 不 可
閉居罰執行中の者については、原則として着座時間帯は受け付けない。

ひ しゅうようしやじゅんしゅじ こうとう
被収容者遵守事項等

きたきゅうしゅういりょうけいむしよ
北九州医療刑務所

ひ しゅうようしゃじゅんしゅ じ こうとう 被収容者 遵守事項等

つぎ さだ じこう とうしょ しゅうよう かん まも じゅんしゅじこう
次に定める事項は、当所に収容されている間、守らなければならない遵守事項
とう
等です。

じゅんしゅじこう いはん ばあい けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しよぐう かん
遵守事項に違反した場合には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する
ほうりつだい じょうだい こう きてい もと どうほうだい じょうだい こう さだ ちょうぼつ
法律第150条第1項の規定に基づき、同法第151条第1項に定める懲罰を
か
科されることがあります。また、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに
けいぼつ か
刑罰を科されることがあります。

そのほか、どうほうだい じょうだい こう きてい もと きりつおよ ちつじょ い じ
同法第74条第3項の規定に基づき、規律及び秩序を維持するため
ひつよう ばあい しよくいん おこな ひしゅうようしゃ せいかつおよ こうどう し じ いはん
必要がある場合に職員が行った被収容者の生活及び行動についての指示に違反
ばあい どうほうだい じょうだい こう きてい もと どうほうだい じょうだい こう
した場合にも、同法第150条第1項の規定に基づき、同法第151条第1項に
さだ ちょうぼつ か
定める懲罰を科されることがあります。

ちゅう さつし きさい ことがら ろうえきじょう りゅうち
(注) この冊子に記載されている事柄は、労役場に留置されている
ひと じゅんよう
人について、準用されます。

だい はんざいこうい
第1 犯罪行為をしてはならないこと。

けいばつほうれいいはん
(刑罰法令違反)

けいばつほうれい ふ こうい
刑罰法令に触れる行為をしてはならない。

だい たにん たい そや も らんぼう げんどう また めいわく およ こうい
第2 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為を
してはならないこと。

ぼうこうとう
(暴行等)

1 たにん じ こいがい もの い かおな ぼうこう くわ も
他人（自己以外のすべての者をいう。以下同じ。）に暴行を加え、若しくは
しょうがい あた また こうい くわだ
傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。

とう
(けんか等)

2 たにん も こうろん また こうい くわだ
他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企ててはならない。

ぶじょくとう
(侮辱等)

3 たにん ちゅうしょう も ぶじょく また たにん たい も
他人を中傷し、ひぼうし、いじめ、若しくは侮辱し、又は他人に対し、若
しくは他人の面前で、そぼう げんどう
しくは他人の面前で、粗暴な言動をしてはならない。

きょうはくとう
(脅迫等)

4 たにん きょうはく いあつ ちょうはつ も こんわく げんどう
他人を脅迫し、威圧し、だまし、挑発し、若しくは困惑させる言動をし、
また たにん たい ぎ む きょうよう
又は他人に対し義務なきことを強要してはならない。

わる
(悪ふざけ等)

- 5 他人との間で悪ふざけをし、又は他人に迷惑となるような行為をしてはならない。

ぶっぴんかつせつしゅとう
(物品喝窃取等)

- 6 他人の物を盗み、だまし取り、故意に壊し、隠匿し、投棄し、又は脅し取ってはならない。

ふせいはいしょくとう
(不正配食等)

- 7 不正に、配食したり、他人のものを食べたり、定められた時間以外に喫食してはならない。

せいおんそがい
(静穏阻害)

- 8 正当な理由なく、大声を発し、壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、又は口笛を吹くなどし、施設の静穏な環境を阻害してはならない。

きょぎふうせつるふ
(虚偽風説流布)

- 9 虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。

よだ
(呼び出し)

- 10 けんか、脅迫等不正な目的のため、他人を呼び出してはならない。

だい
第3 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

じさつ
(自殺)

- 1 自殺を企ててはならない。

じしょうこういとう
(自傷行為等)

- 2 故意に、自己の身体を傷つける行為をし、身体に異物を挿入し、若しくは

そうにゅう いぶつ いりょうじょう そうにゅう き き ふく てきしゆつ また
挿入してある異物（医療上の挿入機器を含む。）を摘出し、又はこれらの
こうい くわだ
行為を企ててはならない。

いぶつ げ
(異物えん下)

- 3 せいめい けんこう がい も せいめい けんこう がい およ の
生命、健康を害し、若しくは生命、健康に害を及ぼすおそれのあるものを飲
み込み、又は飲み込むことを企ててはならない。

だい しせつ しょくいん しょくむ しつこう さまた こうい
第4 施設の職員の仕事の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

てんけんとう きよひとう
(点検等の拒否等)

- 1 しょくいん じんいんてんけんまた しんたい ちゃくい きよしつ も ぶつびん けんさ きよひ また
職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品の検査を拒否し、又
ぼうがい
は妨害してはならない。

はんこう
(反抗)

- 2 しょくいん たい こうべん むし したう た ふとう ほうほう はんこう
職員に対し、抗弁、無視、舌打ちその他の不当な方法で反抗してはならない。

しさとぼうがい
(視察妨害)

- 3 しさとつまど こわ も おそん きよか はし かく しょくいん
視察窓を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、隠れるなどして、職員によ
る視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

むだんりせきとう
(無断離席等)

- 4 きよか さだ しゅうしん い ち へんこう してい せきも ぼしょを
許可なく、定められた就寝位置を変更したり、指定された席若しくは場所を
はな また たちい きん ぼしょ た い しょくいん しせんがい で
離れ、又は立入りが禁じられている場所に立ち入ったり、職員の視線外に出て
はならない。

はんぷくようきゅう
(反復要求)

- 5 しょくいん たい ようきゅう く かえ おこな
職員に対し、要求を繰り返して行ってはならない。

しょくむしつこうぼうがい
(職務執行妨害)

6 職員しよくいんの職務しよくむの執行しっこうを、暴行ぼうこう、脅迫きょうはくその他の方法た ほうほうで妨さまたげてはならない。

第5 自己だい又は他の被收容者じ こまた た ひしゅうようしゃの收容しゅうようの確保かくほを妨さまたげるおそれのある行為こういをしてはならないこと。

逃走とうそう
(逃走)

1 逃走とうそうし、又は逃走また とうそうを企くわだててはならない。

拒食きょしょく
(拒食)

2 病気等びょうきとうのやむを得ない事情え じじょうなく、拒食きょしょくを続つづけてはならない。

診療等しんりょうとうの拒否きよひ
(診療等の拒否)

3 健康診断けんこうしんだんの実施じっしのため必要ひつような限度内げんどのないにおける医学的処置いがくてきしよちを拒否きよひしてはならない。生命せいめいに危険きけんが及び、又は他人また たにんにその疾病しつべいが感染かんせんするおそれがあるときに
行おこなう診療しんりょう又は医療上いりょうじょうの措置そちを拒否きよひしてはならない。

第6 施設だいの安全しせつを害あんぜんするおそれのある行為がい こういをしてはならないこと。

建造物等けんぞうぶつとうの破壊はかい
(建造物等の破壊)

1 建物たてもの、設備せつび、物品ぶつびん (使用しようを許可きよかされて所持しよじしている自己じ この物品ぶつびんを含む。)等とうを
壊こわし、又は壊また こわすことを企くわだててはならない。

設備せつびの機能妨害等きのうぼうがいとう
(設備の機能妨害等)

2 電気でんき、ガスすいどう、水道ひじょう、非常ベルつうろとう、通路等しせつの施設せつびの設備きのうの機能せいじょうの正常しような使用ぼうがいを妨害
し、若しくはこれらもを本来ほんらいの用途ようとに反はんして用もちい、又はこれらまたの行為こういを企くわだてては

ならない。

か き ふせいしやうとう
(火気不正使用等)

- 3 きよか ひ ほつ も しやう また こうい くわだ
許可なく火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはならない。

だい
第7 施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

ぶんしんとう
(文身等)

- 1 ぶんしん ほどこ また かみ も まゆ ぬ も こ かって
文身を施し、又は髪若しくは眉を抜き、若しくはそり込むなどして、勝手に
ようぼう か
容貌を変えてはならない。

こういとう
(わいせつ行為等)

- 2 たにん めんぜん こい いんぶ ろしゆつ こうい また たにん
他人の面前で、故意に陰部を露出するなど、わいせつな行為をし、又は他人
けんお じやう お こうい
が嫌悪の情を起すような行為をしてはならない。

せいてきこういとう
(性的行為等)

- 3 たにん あいだ また たにん たい せいてきこうい おな ふとん
他人との間で、又は他人に対して性的行為をしてはならない。同じ布団で
たにん いっしょ ね
他人と一緒に寝てはならない。

ぶんしよ ず がさくせいとう
(わいせつな文書、図画作成等)

- 4 わいせつなぶんしよ ず がとう さくせい しよじ た ひしゆうやうしや み
わいせつな文書、図画等を作成し、所持し、他の被收容者に見せてはなら
ない。

とぼくとう
(賭博等)

- 5 とぼくも とぼくるいじ こうい また こうい くわだ
賭博若しくは賭博類似の行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

おそんこういとう
(汚損行為等)

- 6 たてもの せつび ぶつびんとう らくが も きよか は がみ また たてもの
建物、設備、物品等に落書きをし、若しくは許可なく貼り紙をし、又は建物、
せつび ぶつびんとう おそん
設備、物品等を汚損してはならない。

どうぶつ ぎやくたい
(動物の虐待)

- 7 施設内で飼育している動物を虐待してはならない。

ざんぼんとうきとう
(残飯投棄等)

- 8 残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、又はたんやつばを吐き散らすなど、施設内の衛生を害する行為をしてはならない。

だい きんぴん ふせい しよう しょじ じゅじゅ た こうい
第8 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

ぶつぴんふせいせいさくとう
(物品不正製作等)

- 1 許可なく金品を製作し、加工し、所持し、隠匿し、投棄し、若しくは壊し、又はこれらの行為を企ててはならない。

ぶつぴんふせいしよう
(物品不正使用)

- 2 使用を許可されている設備若しくは物品の管理を怠り、許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い、又は定められた使用方法（ノート使用許可証等に記載された事項を含む。）に反して使用してはならない。

ぶつぴんふせいじゅじゅ
(物品不正授受)

- 3 許可なく他人と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。

ふせいせんたくとう
(不正洗濯等)

- 4 許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。

だい せいとう りゆう さぎょう おこた また けいしつこうかいしじおよ しゃくほうまえ しどう
第9 正当な理由なく、作業を怠り、又は刑執行開始時及び釈放前の指導、

かいぜんしどう きょうかしどう こぼ
改善指導、教科指導を拒んではならないこと。

さぎょうきよひどう
(作業拒否等)

- 1 せいとう りゆう してい さぎょう きよひ なま また たにん さぎょう ぼうがい
正当な理由なく、指定された作業を拒否し、怠け、又は他人の作業を妨害し
てはならない。

さぎょうあんぜんえいせいいはん
(作業安全衛生違反)

- 2 さぎょうあんぜんえいせい かん さだ また しじ いはん さぎょう
作業安全衛生に関し、定められたこと又は指示されたことに違反して作業し、
その他これらに違反する行為をしてはならない。

さぎょうせいひんどう おそんどう
(作業製品等の汚損等)

- 3 さぎょうせいひん さぎょうようげんざいりょう きかい きぐとう こわ おそん ふせい かこう ふせい
作業製品や作業用原材料、機械、器具等を壊し、汚損し、不正に加工し、不正
に所持し、隠匿し、不正に投棄し、不正に喫食し、若しくは不正に使用し、又
は故意に不良製品を製作してはならない。

しどう きよひどう
(指導の拒否等)

- 4 せいとう りゆう けいしっこうかいしじ しどう しゃくほうまえ しどう かいぜんしどう も
正当な理由なく、刑執行開始時の指導、釈放前の指導、改善指導若しくは
きょうかしどう きよひ また ぼうがい
教科指導を拒否し、又は妨害してはならない。

だい だい だい かか しせつ きりつおよ ちつじょ いじ
第10 第1から第9に掲げるもののほか、施設の規律及び秩序を維持するた

め、次の行為をしてはならない。

しゅうだんけいせい
(集団形成)

- 1 たにん きょうはく いあつ しゅだん も たにん たい ようきゅう はんこう
他人を脅迫、威圧するための手段として、若しくは他人に対し要求、反抗
をするための手段として集団を形成し、又は形成することを企ててはならな

い。

ききょどうさじかんといいはん
(起居動作時間帯違反)

- 2 故意に定められた起居動作（閉居罰執行中の者の起居動作及び休養中の者の起居動作を含む。）時間帯に違反する行為をしてはならない。

ふせいうんどう
(不正運動)

- 3 定められた方法によらず、定められた場所以外の場所で、又は定められた時間帯以外の時間に運動をしてはならない。

ふせいれんらく
(不正連絡)

- 4 許可なく、若しくは許可された方法によらず、他人、外部の団体等と連絡若しくは合図し、又はこれらの行為を企ててはならない。

ふせいこうだんどう
(不正交談等)

- 5 交談を禁じられている時、場所において、正当な理由なく他人と話をし、又は他人に話しかけてはならない。

ア 交談を禁じる時

(ア) 就業時間中

(イ) 改善指導時間中

(ウ) 教科指導時間中

(エ) 人員点検中

(オ) 整列又は移動中（護送又は出廷のための移動を含む。）

(カ) 閉居罰執行中の者の着座時間中

(キ) 休養中の者の安静時間中

(ク) 就寝時間中

(ケ) 食事中

(コ) (ア)から(ケ)までのほか、職員が交談禁止を指示したとき

イ 交談を禁じる場所

(ア) 互いに異なる居室間、互いに異なる工場間、互いに異なる運動場間

(イ) 面会控室

(ウ) 新入調べ室

(エ) 診察室（待合のための場所を含む。）

(オ) 講堂（運動中を除く。）及び教室

(カ) 更衣室

(キ) (ア)から(カ)までのほか、職員が交談禁止を指示した場所

(酒・たばこの製作等)

6 酒類・たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し、所持し、隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならない。

(シンナー等の吸飲)

7 シンナー若しくはこれらと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

(虚偽申告)

8 職員の職務上の調査、質問等に対して虚偽の申告をしてはならない。自ら事実と異なる申出をしてはならない。

(暴動等)

9 集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれらの行為を企ててはならない。

第11 遵守事項等に違反する行為をあおり、唆し、又は援助してはならないこと。

いこと。

じゆんしゆじこうとういはん えんじょとう
(遵守事項等違反の援助等)

た ひしゅうようしゃ たい じゆんしゆじこうまた とくべつじゆんしゆじこう いはん
他の被収容者に対して、遵守事項又は特別遵守事項に違反することをあお
り、^{そそのか} 唆^{また} し、又は援助してはならない。^{えんじょ}

だい けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しよぐう かん ほうりつだい じょうだい こう
第12 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第74条第3項

きてい もと きりつおよ ちつじよ い じ ひつよう ばあい しょくいん おこな
の規定に基づき、規律及び秩序を維持するため必要がある場合に職員が行

ひ しゅうようしゃ せいかつおよ こうどう し じ いはん
った被収容者の生活及び行動についての指示に違反してはならないこと。

し じ いはん
(指示違反)

しょくいん おこな せいかつおよ こうどう し じ いはん
職員が行った生活及び行動についての指示に違反してはならない。